
論 説

相互依存的契約の終了

—フランス民法典における契約の
失効 (caducité) を参考にして

深 川 裕 佳

- I. はじめに
 - 1. 問題の所在
 - 2. 売買契約・役務提供契約とクレジット契約との関連性
 - 3. 本稿における検討課題
- II. フランス民法典に創設された「失効 (caducité)」に関する一般規定
 - 1. フランス消費法典における「割り当てられたクレジット (les crédits affectés)」
 - 2. 契約の不可分性・相互依存性に関するフランスの判例の展開
 - 3. フランス民法典の 2016 年契約法等改正による相互依存的契約の「失効 (caducité)」の規定
- III. 検 討——日本法への示唆
- IV. おわりに

I. はじめに

1. 問題の所在

本稿では、「相互依存的契約 (contrats interdépendants)」又は「不可分契約 (contrats indivisibles)」における「失効 (caducité)」について検討する。本稿は、別稿 (商事法務ポータル掲載予定) において研究の機会を得た課題 (「契約の終了」¹⁾) というテーマの下で検討した「複数契約の終了」) について、十分な検討を行うことができなかつた点をさらに検討することによって、その内容を発展さ

せることを目的とするものである。

三人以上の複数の主体がかかわる二つ以上の複数の契約関係によって、その実態を全体としてみれば、一つの経済的な取引を実現するものと認められる場合であっても、そのうちの一つの契約について申込みの撤回、取消し、契約の解除等がなされたときにも、別の契約であるその他の契約の効力には影響を与えないのが原則である。

しかし、たとえば、AB間で締結された売買契約や役務提供契約の代金支払いがCからの与信を受けて行われる場合に、この売買契約や役務提供契約が取り消されたり、無効となったり、解除されたりしたときには、Aからの与信は、その目的を失うことになってしまう。それ以外にも、Dによる特定の役務提供に利用される機械・設備等について、DからEが所有権を取得して、これをFに対して賃貸（リース）する場合に、DF間の役務提供契約が取消し等されたときには、EF間のリース契約は意味のないものになってしまう。

このように、形式的には、契約主体の異なる複数の契約が存在するにもかかわらず、それらの複数の契約の間に、一方の契約が他方の契約の目的を実現するための手段になっていたり、複数の契約の履行によって一つの経済的な取引が実現されたりするような場合には、そのうちの一つの契約が消滅すれば、その他の契約に当事者を拘束することが不合理になる状況が生まれる。これらの場合にまで、前述のような契約の相対効の原則を貫くことが妥当であろうか。以下において、本稿では、このような問題の生じる複数契約を「相互依存的契約」と称することにする。

2. 売買契約・役務提供契約とクレジット契約との関連性

A. 売買契約・役務提供契約の解除・無効がクレジット契約に対して与える影響

a. 割賦販売法における抗弁の接続規定（創設的規定）

判例（最判平成2・2・20判タ731号91頁、金商849号3頁。以下「平成2年判決」という。）は、購入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の

不履行を原因として合意解除された場合に、割賦購入あっせん業者（以下、「あっせん業者」という。）との間の立替払契約において、あっせん業者からの履行請求を購入者が拒むことができるかどうかが問題とされた事例について、個品割賦購入あっせんにおいては、「別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ない」としつつも、次のように判示した。

購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和59年法律第49号……による改正後の割賦販売法〔旧〕30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。（〔 〕内は筆者が挿入した。以下の〔 〕内も同様である。）

このようにして、同判決は、昭和59年改正による割賦販売法（以下「昭和59年改正割販法」という。）30条の4による抗弁の接続を創設の規定と解して、売買契約の目的物引渡不履行を原因とする合意解除の対抗には、① 購入者とあっせん業者との間の立替払契約（なお、あっせん業者・消費者間の契約には様々な法律構成があり得るものの、以下、本稿では、消費者が商品や役務を購入するための対価の支払いのために締結される与信契約を「クレジット契約」と呼ぶことにする。）において、特段の合意があるか、そうでなくても、② 「あっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情」が必要であるとした。

このような判断枠組みは、その後も、昭和59年改正割販法30条の4が適用されない事例についても、最高裁（最判平成13・11・22金商1168号24頁，判時1811号76頁）によって採用されている。すなわち、いわゆる預託金会員制ゴルフクラブの入会預託金について、ゴルフ会員権クレジット契約上の保証人として支払いをしたクレジット会社が会員権の取得のために与信を申し込ん

だ者に対して、約定の分割金の支払いを請求した事案において、「本件クレジット契約は、……預託金会員制ゴルフクラブの入会契約を前提とし、そのための預託金相当額の信用を供与するものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ない」としつつも、「両者は当事者及び効果を異にする別個の法律関係である」としたうえで、ゴルフ会員権クレジット契約上の事由をもって、当然にはクレジット会社に対抗することはできないし、昭和59年改正割取法30条の4が適用されることもない旨を述べる（なお、同判決は、結論として、本件において締結されていたクレジット契約条項を解釈して、ゴルフ場の開場遅延は、同条項における分割払金の支払拒絶の事由に該当しないものとして、クレジット会社の分割金支払請求を認容した。）。

現在では、割賦販売法は、平成20年の改正（法律第74号）を経て、包括信用購入あっせんについては同法30条の4、及び個別信用購入あっせんについては同法35条の3の19において、それぞれ、あっせん業者に対する抗弁の接続を規定している。すなわち、購入者・役務提供を受ける者は、売買契約・役務提供契約の無効・取消し・解除等の事由をもって、あっせん業者からの請求に対抗することができる。また、自主規制ではあるが、日本クレジット協会「個別信用購入あっせんに係る自主規制規則」は、消費者から抗弁の申出があった場合、直ちに消費者と加盟店に対する状況調査を行うものとしており、明らかに抗弁事由に該当しないと判断した場合を除き、当該購入者等に対するクレジット契約に基づく債務の支払いに関する請求は行わないとする（同規則62条）。さらに、同規則は、その抗弁事由が解消されるまでの間、あっせん業者からの請求は行わないようにする旨を規定する（同規則63条）。

b. 特商法に基づく売買契約等の申込みの撤回・解除に伴うクレジット契約の申込みの撤回・解除

特商法によって個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約（以下「売買契約等」という。）の申込みの撤回又は解除ができる場合（特商法9条の2及び9条の3）、個別信用購入あっせん関係受領

契約（以下「個別クレジット」という。）についても、申込みを撤回し又は解除することができる。すなわち、訪問販売において、通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等（過量販売）が締結された場合に、これに対する個別クレジット契約については、1年以内であれば、申込みを撤回し又は解除することができる（割販法35条の3の12）。また、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者（以下「販売業者」という。）の勧誘によって個別クレジット契約を締結した場合に、この勧誘においてクレジット契約の内容や売買契約等に関する重要事項等について不実告知・事実の不告知があったために誤認をして当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、購入者又は役務の提供を受ける者（以下「消費者」という。）は、売買契約等とともに個別クレジット契約もあわせて取り消すことができる（同法35条の3の13から35条の3の16）。

c. 信義則に基づく売買契約とクレジット契約の一体的な無効

それでは、売買契約・役務提供契約の無効は、クレジット契約の効力に影響を与えるのであろうか。

最高裁（最判平成23・10・25民集65巻7号3114頁。以下「平成23年判決」という。）²⁾は、平成20年（法律第74号）に改正された割販法の適用前において、いわゆるデパート商法による売買契約が公序良俗に反して無効とされ、その売買契約のために購入者とあっせん業者との間で締結されたクレジット契約（立替払契約）に基づいて、購入者からあっせん業者に対して支払われた売買代金の一部の返還を購入者が求めた事案について、平成2年判決を引用した後に、次のように述べる。

販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容及び程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無及び程度等に照らし、販売業者による公序良俗に反する行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効とな

る余地はないと解するのが相当である。

本件では、結果的には、既払金返還請求が認められなかったものの、傍論として、「特段の事情」がある場合には、信義則上、売買契約の無効と一体的にクレジット契約が無効になる可能性が認められているものといえる。

B. 個別クレジット契約のクーリング・オフが売買契約等に対して与える影響

他方で、平成 20 年の改正によって、割賦販売法 35 条の 3 の 10 及び 35 条の 3 の 11 には、個別クレジット契約の申込みの撤回及び解除（以下「クーリング・オフ」という。）を原因として、個別クレジット契約の「申込者等」（消費者）との間で締結された「現に効力を有する」売買契約等の申込み又は売買契約等が「撤回されたものとみなし、又は解除されたものとみなす」との規定が設けられた（特商法の取引形態のうち、訪問販売と電話勧誘販売について割賦法 35 条の 3 の 10、及び連鎖販売取引、特定継続的役務提供並びに業務提供誘引販売取引について同法 35 条の 3 の 11）。

なお、これは、前述のように（I.2.A.b.）、過量販売や不実告知・事実不告知に基づく売買契約等の申込みの撤回等と個別クレジット契約の申込みの撤回等とは、それぞれ別になされなければならないのと異なっている。その理由は、これは、「クーリング・オフという民法の原則が妥当しない特殊な制度下における特別の法制であり、取消し規定の効果をこれと同様に論ずることはできない」ことから、「与信契約の取消しによって取り消されるのは与信契約のみであり、販売契約も取り消されるような法制とはしていない」〔経済産業省商務情報政策局取引信用課編 2009, 224 頁〕からであるという。

3. 本稿における検討課題

ここまでで紹介したように、割賦販売法による売買契約等とこのためのクレジット契約の関連性に対する考慮は部分的なものであり、特別の規定のない場合には、これらの密接な契約間の関係性が原則としては考慮されないこ

とになる。

そうであっても、判例は、信義則上、「特段の事情」があると認められる場合には、両契約の関係性を考慮する態度を示しており、特に、平成23年判決は、傍論ではあるが、単に抗弁の接続が認められるというだけでなく、「売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定する」ことができる場合があることを認めていることが注目される。同判決の最高裁判所調査官解説は、この点において、同判決には、平成2年判決の法理を踏襲したにとどまらない意義があると指摘する（〔谷口2012, 697-698頁〕。〔鎌野2012, 66頁〕も参照。）。

そこで、問題になるのは、異なる契約の一体的無効がどのように導かれるかということである。本件原審は、売買契約の公序良俗違反に基づく無効によって、立替払契約が目的を喪失して失効するとの判断を示しており、学説には、一方でこれを新たな解決可能性に光を当てるものとして評価するものがある〔鹿野2010, 161頁〕。他方で、動機の不法による解決〔尾島2010, 176頁〕や二当事者間契約をベースラインにするかどうかで考えるべきこと〔得津2010, 678頁〕が主張されるなど、他の法律構成によるべきことも主張されていた。このような契約の目的という言葉は、同一当事者間で締結された2個以上の契約のうち一つの契約の債務不履行に基づいて他の契約を解除することのできる場合について判断した後掲（III）・最判平成8・11・12民集50巻10号2673頁においても言及されるものの、本判決においては述べられておらず、学説では、本判決は、この平成8年最高裁判決の趣旨が及ぶかどうかの判断を示すべきであったとも指摘されている〔川地2012, 25頁〕。

学説においては、密接に関連する複数の契約間の関係性に関する議論の蓄積がある（学説の議論状況について、〔千葉1986, 288-293頁〕〔千葉1999, 164-178頁〕〔尾島2010, 175頁〕〔岡本2013, 523-531頁〕〔都筑2016, 69-74頁〕〔中舎2019, 197-210頁〕を参照。）。そのうちの一つの視点として、フランス法やドイツ法を参考にして、「結合契約」（近年の研究として〔平田2015〕〔川地2016〕〔寺川2018〕がある。なお、より組織的観点から問題をとらえるネット契約については、〔トイブナー

[藤原訳] 2016] [藤原 2016] [藤原 2017, 34–38 頁] を参照。), 「複合契約」 ([都筑 2007, 189–237 頁] [小林 2009, 155–194 頁] [吉井 2012, 98–101 頁]。また, 無効の範囲という観点から, [酒巻 2018, 70–136 頁] を参照。) に関する研究が公表されている。

このように, 比較法的な研究は, すでに相当の蓄積があるものの, 本稿は, 近年, フランス民法典が改正 (2016 年 2 月 10 日のオールドナンス n° 2016-131 及び 2018 年 4 月 20 日の承認法 n° 2018-287。以下, 「2016 年契約法等改正」という。) されて, これによって創設された「失効」に関する規定を参考にすることによって, 複数契約の終了に関する条文化に向けて, いかなる課題があるかということ を明らかにすることを試みるものである。以下に述べるように, フランスにおいては, 消費法典に, 売買や役務提供契約に対するクレジット契約を「割り当てられたクレジット (crédit affecté)」として規定しており, それだけでなく, さらに, 民法典の「失効」に関する一般規定に, 相互依存的契約の失効に関する規定を設けた。前述の通り, 日本の学説において多くの議論が積み重ねられているものの, 近年, フランス民法典に示されたこの立法的解決策を検討することを通じて, 日本における相互依存的契約の終了に関する立法化を研究するのに, 有益な示唆を得ることができるものと考えられる。

II. フランス民法典に創設された「失効 (caducité)」に関する一般規定

1. フランス消費法典における「割り当てられたクレジット (les crédits affectés)」

A. 欧州消費者信用指令の国内法化

a. フランスにおける「関連付けられたクレジット (crédit lié)」(1978 年の立法化)

フランスでは, 1978 年の立法化以前には, 判例によって, クレジット契約は, これによって融資を受けた売買契約等とは独立していると考えられており, 契約の相対効原則に基づいて, 借主の貸主に対する債務は, たとえ売買

の目的物が引き渡されなかったとしても、存続するものとされていた ([SYN-VET 1982, n° 9] [CALAIS-AULOY et TEMPLE 2010, n° 367] [PICOD 2015, n° 278] [SEUBE 2018, n° 45]。以下の立法の状況について, [都筑 2007, 193–203 頁] も参照。)

しかし, その不当性に対する消費者団体からの強い批判を受け, 「1978 年 1 月 10 日のクレジットの一定の作用範囲における消費者情報と保護に関する法律」(Loi n° 78-22. 以下「1978 年 1 月 10 日の法律」という。)は, 自然人又は法人によって日常的に (à titre habituel) 同意されたクレジット契約を, その融資の対象となる売買・役務提供契約 (以下「主契約 (contrat principal)」という。)に従属させた。これによって, 「売買または役務提供に関連付けられたすべてのクレジット取引 (toutes les opérations de crédit liées à des ventes ou à des prestations de services)」(同法 2 条第 2 文)に関する規定がつくられたのである (適用除外となるクレジット取引として, 公正証書によるもの, 期間が 3 か月以下のもの, 100,000 フランを超えるもの, 専門的活動に関するもの, 不動産獲得の融資を目的とするものなどが挙げられる。同法 3 条を参照。)。この 1978 年 1 月 10 日の法律によって, 主契約に関する訴訟が進行している場合には, 裁判所は, これが解決されるまではクレジット契約の履行を停止することができるし, 主契約が裁判上において解除又は無効になったときには, 貸付契約も当然に解除又は無効 (résolu ou annulé de plein droit) になる (同法 9 条 2 項及び 3 項) ものとされた。また, クレジット契約の撤回 (クーリング・オフ) 権 (droit de rétractation) が行使された場合には, 主契約は当然に解除される (résolu de plein droit) (同法 13 条) ものとされた。主契約とクレジット契約との相互依存的な関係性がここに認められたものといえる。

また, 1978 年 1 月 10 日の法律において適用除外となっていた不動産取得のための消費者クレジット契約の一部については, 「不動産の領域における借主の情報と保護に関する 1979 年 7 月 13 日の法律」(Loi n° 79-596) によって, 1978 年 1 月 10 日の法律と同様に規定されることになった。これらは, 1993 年にフランス消費法典に組み入れられ, 同法典旧 L.311-20 条から L.311-28 条に規定された。

b. 「割り当てられたクレジット (les crédits affectés)」(フランス消費法典における規定)

フランスでは、その後、以下において紹介するように、欧州消費者信用指令 (Directive 2008/48/EC) (同指令について、[神作 2009] [谷本 2011] を参照。) を国内法化して改正 (Loi n° 2010-737) された消費法典において、「割り当てられたクレジット (les crédits affectés)」(旧 L.311-30 条以下) と題する款に一連の規定が設けられた (Loi n° 2017-203 の改正によって、現在は、同法典 L.312-44 条以下に規定されている。)

欧州消費者信用指令は、「関連付けられたクレジット契約 (linked credit agreement, contrat de crédit lié)」という概念を用いて、「もっぱら、特定の物品の供給又は特定の役務の提供に関する契約に融資するために利用され」、かつ、売買契約等とクレジット契約の「二つの契約が、その目的の観点から、一つの取引単位 (a commercial unit, une unité commerciale) を構成する」場合に (同指令 3 条)、物品売買や役務提供のために融資するクレジット契約が、これらの売買契約等の影響を受けることについて、次のように規定する。すなわち、「物品の供給又は役務の提供契約に関して、共同体法に基づいて、撤回権 (right of withdrawal, un droit de rétractation) を消費者が行使した場合には、もはや割り当てられたクレジット契約に拘束されない」(同指令 15 条)。

フランス消費法典では、割り当てられたクレジット契約の定義は、欧州消費者信用指令の前述の定義に沿って、次のように規定されている ([都筑 2007, 13-14 頁, 193-237 頁] における「関連貸付 (prêt lié)」, 及び、[白石 2014, 147 頁] における「紐付き与信 (crédit lié ou crédit affecté)」を参照。)

フランス消費法典 L.311-1 条 [2017 年改正 (Loi n° 2017-203) により、内容に変更はないものの、規定の位置が 9° から 11° に変更された。]

11° 割り当てられたクレジット又は関連付けられたクレジット契約 (Contrat de crédit affecté ou contrat de crédit lié) は、特定の物品の供給又は特定の役務の提供に関する契約に融資することにもっぱら用いられるクレジットであって、これらの二つの契約は、一つの商業的取引 (une opération commerciale unique) を構成する。一つの商業的取引は、売主又は役務提供者自身によりクレジット

が提供される場合、又は、第三者によって融資が行われる場合において、貸主がクレジット契約の締結若しくは準備のために、売主若しくは役務提供者の役務を利用するとき、若しくは、クレジット契約が関係する商品若しくは役務に特に言及をしているときに存在するものとみなされる。

関連付けられたクレジットに関する規定をすでに備えていたフランスにおいては、この指令の国内法化を評価して、その影響が「ごくわずか (minime)」であったと指摘されている [PIÉDELIÈVRE 2010, n° 27] (以下、「旧」条文として併記するのは、1993年に成立したフランス消費法典の条数である。)

割り当てられたクレジット契約に適用される一連の規定は、2016年の消費法典の一部改正 (Ordonnance n° 2016-301) を経て、現在は、同法典 L.312-44 条から L.312-56 条に置かれている。

B. 売買契約等とクレジット契約の関係性

フランス消費法典では、クレジット契約について消費者が撤回 (クーリング・オフ) 権を行使した場合には、売買契約等は、当然に解除される (résolu de plein droit) (同法典 L.312-52 条 1 項 2 号)。この場合には、売主等は、既払金を買主等の請求に応じて返還しなければならない (同法典 L.312-53 条)。

また、売買契約等について消費者が撤回 (クーリング・オフ) 権 (droit de rétractation) を行使した場合には、割り当てられたクレジット契約は、当然に、非遡及的に解約される (résilié de plein droit) (同法典 L.312-54 条)。

そして、売買契約等の基本契約 (contrat principal) の履行について争い (contestation) がある場合に、裁判所は、紛争の解決までは、クレジット契約の履行を停止することができ、当該基本契約が裁判上において解除又は無効の宣告を受けた場合には、そのクレジット契約も当然に解除又は無効 (résolu ou annulé de plein droit) になるものとされる (同法典 L.312-56 条)。

2. 契約の不可分性・相互依存性に関する フランスの判例の展開

A. 判例による契約の不可分性・相互依存性の承認

ここまで述べてきたように、フランス消費法典では、割り当てられたクレジット契約において、売買契約等とそのためのクレジット契約について、一方の撤回（クーリング・オフ）が他方の解除・解約を当然にもたらすものとする規定が備えられている。さらに、フランスでは、これらの個別規定が適用される領域の外において、以下に述べるように、一方の解除や無効が他方の契約に影響を与えることを判例が認めてきた（フランスにおける契約の相互依存性に関する判例及び学説について、[都筑 2007, 193-237 頁] 及び [小林 2009, 155-206 頁] を参照。）。

フランスの学説 [BROS 2016] には、判例の発展を整理して、破毀院は、2015年9月10日の二つの判決に至るまで、「契約の相互依存性 (l'interdépendance contractuelle)」に適用されるルールを四つの段階を踏んで明らかにしてきたと整理するものがある。そこで、以下において、この学説の整理に沿って、破毀院判例の展開を紹介していくことにする。

a. 第1段階：破毀院混合部 1990年11月23日判決³⁾

第1段階として挙げられるのは、破毀院混合部 1990年11月23日判決である（同判決について、[都筑 2007, 210 頁] を参照。）。同判決は、医療機器のリース (crédit-bail) 契約が締結されたものの、提供される目的物がその用途に適さないとしてユーザーとサプライヤーの間で売買契約が解除 (résolution) され、リース会社に対して、ユーザーがリース契約の無効を主張したという事案について、次のように指摘して、売買契約の解除によって、リース契約も解約 (résiliation) されるものとした（フランスにおけるリースについては、[織田 1987] を参照。）。

民法典〔2016年契約法等改正⁴⁾前〕1184条〔双務契約に内在する解除条件〕に照らして、売買契約の解除は、リース契約の解約の効果を解決する目的を有する条項の適用を条件として、リース契約の解約を必然的にもたらす。

b. 第2段階：破毀院商事部 1995年4月4日の二つの判決⁵⁾

第2段階は、破毀院商事部 1995年4月4日の二つの判決によって、「リース (crédit-bail) とは異なる〔契約の〕組合せ (montage) が相互依存的な場合を作り出すことを認めて、契約間のつながり (lien) を確立する事実の確認を特定すること」〔BROS 2016, p.30〕であったとされる。

その事実の概要を紹介すれば、画像・広告配信のために、Sedri社 (サプライヤー) の提供するネットワークにアクセスする契約 (以下、「役務提供契約」という。) をその子会社である V Conseil社と締結した多数の商人 (ユーザー) が、その契約の実現に利用される特定の機材及びソフトウェアのリース契約 (contrat de location) を V Conseil社を介して融資会社 (リース会社) に申し込んで、機材への損害賠償とリース料不払いについての保証会社の保証 (保証料は、サプライヤーの負担による。) を伴うファイナンス・リース契約が締結されたところ、Sedri社と V Conseil社と保証会社が裁判上の清算に陥ったために、滞納リース料をリース会社から支払うように請求されたというものである (同判決について、〔都筑 2007, 215–216頁〕を参照。)

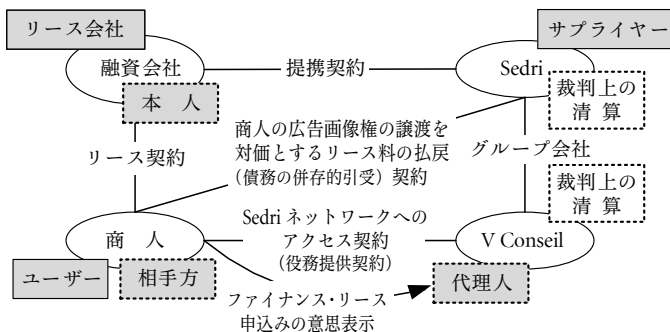


図1 破毀院商事部 1995年4月4日判決の事実関係

(a) 破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日判決 (n° 93-14.585)

破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日判決 (n° 93-14.585) において、破毀院は、リース会社からのユーザーへのリース料請求に対して、役務提供契約とリース契約の関係について、(1) リース会社にとって、両契約が不可分であること、及び、(2) ユーザーにとっても、両契約が不可分であることを認定して、(3) このような当事者の意思の探求に基づいて、両契約が主観的に不可分であることを認めたとうえで、(4) フランス民法典旧 1184 条〔双務契約における解除条件〕に基づいて、遡及効のある解除訴権ではなく、役務提供契約の解約がなされたのと同じ日にリース契約の(将来的な)解約が生じるものとする次のような判断を行った。

- (1) 「原審は、Franfinance et Concept location 社〔リース会社〕が Sedri 社〔サプライヤー〕との間で、調達する機材の性質、及び、V Conseil 社によって商人〔ユーザー〕に対して提示された融資の提供の態様、及び、商人との間で締結された様々な契約の履行の同時性を確実にする停止条件について合意されていない場合であっても、〔リース会社への〕リース料の支払日と商人への〔Sedri 社による〕払戻日又はその支払いの〔Sedri 社による〕代替 (substitutions) との間の整合性、及び、リース会社のための担保、及び、情報・注意 (diligence) の相互義務を明確にする提携契約 (contrat de collaboration) を締結していたと述べる。控訴院は、他の追究を行うことなく、商人によるリース契約の申込みの受領について、リース会社が V Conseil 社を代理人 (mandataire) にしたものと結論付けることができた。原審は、このように事実を確認及び評価して、Sedri 社と V Conseil 社が〔Sedri ネットワークへ〕加入した商人に約束した給付目的と、それらの契約関係の内容とを考慮して、リースが同意されたものであると述べて、リース会社に対して、これらの契約は、リース契約と不可分 (indivisibles) であるものとしたのである。」
- (2) 「原審は、〔Sedri ネットワークへの〕商人の加入を呼び起こすために、Sedri 社と V Conseil 社によるリース料負担の引受けによって Sedri ネットワークに無料でアクセスできるという決定的な効果、及び、これらの会社との間で締結された契約とその仲介人〔である V Conseil 社〕を介して申し込まれた機材のリース契約の効果発生が同時的であることを指摘した後、商人にとっても、また、その締結した様々な合意は不可分 (indivisibles) であると演繹することができたのである。」

- (3) 「控訴院は、予想された利用方法についてリースの目的物 (objet) の特性に基づいてではなく、当事者が他方の合意の存在をそれぞれの合意の条件と考えていたことに基づいて、合意の不可分性を決定したのである」。
- (4) 「民法典 [旧] 1184 条に照らして……役務提供契約の解約 (résiliation) を目的とするいかなる裁判上の請求もないので、裁判所の選任によって Sedri 社及び V Conseil 社を代理する管理人がその解約を決定した時に、リース契約の解約も同様に効力が生じる。」

(b) 破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日判決 (n° 93-20.029)

また、破毀院商事部 1995 年 4 月 4 日判決 (n° 93-20.029) において、前述と同様の事実の下に、破毀院は、次のように述べ、提供される機材及びソフトウェアの特殊性に照らして、役務提供契約とリース契約の間の客観的な不可分性を認め、前者の解約 (résiliation) が後者の解約 (résiliation) を生じさせるという原審を支持した (同判決について、[都筑 2007, 216 頁] を参照。)

原審は、機材とソフトウェアは、実質的な変更を加えることなくして、Sedri ネットワークによる通信以外には利用できないものであって、このような特性は、リース会社に知らされていること、及び、リース会社は、通信システムの確立及びリースの実施を目的とする複合的な集合 (ensemble complexe) の周到な準備に参加したことを確認した。この確認から、X 氏 [ユーザー] が V Conseil 社と Sedri 社との間に締結した契約と X 氏が CGL 社 [リース会社] との間に締結した契約との間の不可分性 (l'indivisibilité) を演繹した控訴院は、その決定について適法に判断した。

c. 第 3 段階：破毀院商事部 2000 年 2 月 15 日判決⁶⁾

第 3 段階において、破毀院は、「一組の契約のうちの一つ (l'un des contrats de l'ensemble) が消滅した場合においても、もう一つはその弁済期までに履行しなければならぬものと定める分割条項 (clause de divisibilité) に注意を払った」[BROS 2016, p.30] うえて、契約の構造と相容れないこの条項の援用を退けた (同判決について、[都筑 2007, 216 頁] [酒巻 2018, 73 頁] を参照。)

原審は、リースされる機材が広告会社による使用に供されることがリース会社

(*crédit-bailleur*) に対して伝えられていること、及び、必要な場合には、リース会社がこの使用を許可すること、特別な機材が問題となったこと、リース契約 (*contrat de crédit-bail*) の唯一のコース (*cause*) は画像提供契約によるものであることを確認したうえで、[画像配信契約とリースの] 二つの契約は相互依存的 (*interdépendants*) であるものと演繹して、続けて、広告会社の不履行の事実によって機材の利用は不可能になり、ファイナンス・リース契約の解約 (*résiliation*) が言い渡されねばならないものとしたのである。そこで、援用された〔分割〕条項の文言が契約の全体的な構造 (*l'économie générale du contrat*) に抵触することから、控訴院は、上訴理由によって批判された誤った請求理由を考慮に入れなかったのであって、適法に判断したのである。

学説は、これによって、判例が「当事者の黙示的な意思に由来する不可分性 (*indivisibilité*) が二つの契約の間に存在するものと演繹する」[CONSTANTIN 2000, p.2070] ものと指摘する。

d. 第4段階：破毀院混合部 2013年5月17日の二つの判決⁷⁾

第4段階は、破毀院混合部 2013年5月17日の二つの判決である。両者は、以下のように、類似したものである。

破毀院混合部 2013年5月17日判決 (n° 11-22.927) は、第1に、遠隔情報ファイル保護契約と情報機器のファイナンス・リース契約 (*location financière*) が締結され、第2に、ファイナンス・リース契約に従たるパートナーシップ契約が存在し、リース契約には、役務提供契約 (パートナーシップ契約) とは「独立している (*independant*)」という特約 (分割条項) がある場合に、パートナーシップ契約の解約 (*résiliation*) がファイナンス・リース契約の解約 (*résiliation*) をもたらすかどうかがか問題になった事例について、破毀院は、フランス民法典旧 1134 条〔合意の拘束力〕に基づいて、次のように述べて、契約間の相互依存性を認めて、その解約を言い渡した。

ファイナンス・リース (*location financière*) を含む取引 (*opération*) に加えられた同時発生的な、又は、連続した契約 (*les contrats concomitants et successifs*) は、相互依存的 (*interdépendants*) であり、このような相互依存性とは両立しない契約条項〔分割条項〕は、書き込まれていないものとみなされる。

また、破毀院混合部 2013 年 5 月 17 日判決 (n° 11-22.768) は、役務提供会社とユーザーとの間で相互通信ネットワークを利用した広告配信契約 (役務提供契約) が締結され、このために必要とされる機材のリース (crédit-bail) 契約がユーザーとリース会社との間で締結されたものの、このシステムは機能せず、役務提供契約が解約されたところ、リース会社がユーザーに対して遅滞しているリース料の支払いを求めたという事案について、リース契約において、リース契約は役務提供契約と「独立している (indépendant)」ことを定めた約款があることを原審が適用しなかったのは、フランス民法典 1134 条、1217 条及び 1218 条並びに契約の拘束力 (force obligatoire des conventions) の原則に反するとしてリース会社が上訴したところ、破毀院は、「リース契約を含む取引の一部に挿入された同時的又は連続的契約は、相互依存적であり、このような相互依存性とは両立しない契約条項 [分割条項] は、書き込まれていないものとみなされる」と述べた。

これらの判決は、従前の判例とは「明白な断絶」[BUY 2013, p.1156] を示すものとされる。すなわち、第 1 に、「用いられる用語における断絶」として、これらの判決は、不可分性 (indivisibilité, フ民 1218 条) ではなく、「相互依存性 (interdépendant)」の概念を用いたこと [BUY 2013, p.1156-1157], 第 2 に、「相互依存性をその [裁判所の] コントロールに従った性質にした」こと [BUY 2013, p.1157], 第 3 に、「破毀院混合部は、大胆に、客観的な相互依存性の概念を確立した」こと [BUY 2013, p.1157] であるとされる。ここにいう客観的な相互依存性とは、各合意が他のものなくして意味を有しないという全体の経済的な深い一体性 (la profonde unité économique d'un ensemble) に由来するものである [BUY 2013, p.1156]。他の学説においても、これらの判決は、分割条項の効力が否定されたことから客観的な (objective) 相互依存性が問題になるものと考えられている [BUY 2013, p.1157] [DELPECH 2013, p.1273] [MAINGUY 2013, p.28] [MAZEAUD 2013, n°5]。学説は、破毀院が、もはや理由を述べることもなく、ファイナンス・リースを含む取引に加えられた契約間の定型的な相互依存性 (une interdépendance systématique) を明言したものと指摘してい

る [BROS 2016, p.30]。

e. 最後の段階 (une ultime étape) : 破毀院民事第 1 部 2015 年 9 月 10 日の二つの判決⁸⁾

学説は、「最終段階は、2015 年 9 月 10 日に下された二つの判決によって乗り越えられたように思われる」[BROS 2016, p.30] と指摘し、破毀院は、「クレジットの提供の情報が売主によって与えられており、しかも、売主は、金銭貸主から直接に資金を受け取ることを特に理由として、消費法典の規定を適用することなく、クレジット契約とこれによって融資を受けてなされる主契約の間の相互依存性を認めた」[BROS 2016, p.30] ものと説明する。

(a) 破毀院民事第 1 部 2015 年 9 月 10 日判決 (n° 14-17.772)

破毀院は、エアーモーターの売買・設置契約 (主契約) とこれに対するクレジット契約との不可分性を述べて、前者の解除 (résolution) が後者の消滅 (anéantissement) をもたらすことを次のように述べた。

控訴院は、消費法典の規定を適用しなかったのであるが、一方で、クレジット契約 (contrat de crédit) は売買契約に従属していること、他方で、売主に支払われた資金を提供した貸主からの資金の解放 (la libération des fonds) を獲得するために借主が「融資の対象となる」主契約 (contrat principal) の履行を証明したことに言及して、係争の契約の不可分性を強調している。控訴院は、融資を受けてなされる主契約の解除 (résolution) がそれに従たる契約 (contrat accessoire) の消滅 (anéantissement) をもたらすものと正しく演繹したのである。

(b) 破毀院民事第 1 部 2015 年 9 月 10 日判決 (n° 14-13.658)

破毀院は、X と A の間の太陽光発電屋根の売買・設置契約 (主契約) とこれに対する X と Y の間の貸金契約の不可分性を認めて、右売買・設置契約の不履行に基づいて、裁判上の清算に陥っている A (売主) に対して売買契約の解除 (résolution) を、Y に対してクレジット契約の解除を求めた買主 (=借主) の請求を認めた原審を支持した。

控訴院は、クレジットの提供が〔融資の対象となる〕主契約に割り当てられており (affecté), 売主によって情報提供されたこと、及び、貸主が貸金をその売主に手渡したことを確認して、売買契約と貸金契約 (contrat de prêt) との間には、民法典 1218 条〔債務の不可分性〕にいう契約の不可分性が存在するものと性質決定したのである。

B. 分割条項 (les clauses de divisibilité) の効果

当事者間に、他の契約の消滅にかかわらず、その契約が存続することを意図する合意 (分割条項) がある場合に、その効力は相互依存的契約においてどのように扱われるのであろうか。先に述べたように、破毀院商事部 2000 年 2 月 15 日判決⁹⁾ (前掲 II.2.A.c.) は、「契約の一般的な構造 (l'économie générale du contrat) に抵触する」ことを理由として、破毀院は相互依存的契約における分割条項の援用を退けた。

破毀院民事第 1 部 2010 年 10 月 28 日判決¹⁰⁾ は、これに対し、次のように述べて、分割条項の有効性を認め、当事者の意思を尊重した。

控訴院は、係争のリース契約において、商品は貸主の参加なくして借主の責任のみに基づいて選択されるものであると約束されており、貸主は、供給者に対するすべての訴えを行使することを借主に委託していること、その点について貸主はすべての責任と債務を免れていること、及び、どのような理由に基づくものであっても商品の一時的な不動化が賃料の減額も損害賠償の減額も生じさせないことを確認した。控訴院は、ここから、当事者の共通の意思 (la commune intention des parties) が二つの契約を可分にするものであることを完全に演繹して、それゆえに、一方の消滅が他方から生じた債務の原因を失わせるということはないものと述べたのである。それゆえに、いかなる申立ても理由がない。

しかし、その後、AB 間で締結された ① 飲料機械の賃貸借契約 (後に B から C に譲渡された。) 及び ② 消耗品の供給・メンテナンス契約の二つの契約について、B の倒産後に A が C に賃料を支払わなかったために、C が A に賃料の支払いを求めたところ、A はこれに対して賃貸借契約の無効を主張したという事案において、破毀院民事第 3 部 2011 年 12 月 6 日判決¹¹⁾ は、原審が①

②契約の法的独立性に着目して A に C への違約金条項に基づく違約金の支払いを命じたのに対して、「当事者が二つの合意を不可分 (indivisibles) のものとする共通の意思を有していたかどうか」を探求していない点において、原審判決は法的根拠を欠いているとしてこれを破毀し、C の請求を棄却した。

このように判断が分かれる中、前述の通り、破毀院混合部 2013 年 5 月 17 日判決¹²⁾は、「相互依存性とは両立しない契約条項〔分割条項〕は、書き込まれていないものとみなされる」と述べたのである。ただし、学説は、本判決の射程をファイナンス・リース契約に限定してきたので、「問題を完全に解決するものではなかった」と指摘される〔クロック〔野澤訳〕2017, 213 頁〕。

その後、破毀院民事第 1 部 2014 年 10 月 1 日判決¹³⁾は、次のように述べて、生命保険契約とこのための消費貸借契約との間の不可分性を認めて、ファイナンス・リース契約以外にも同様の判断を行った。

生命保険契約は、2001 年 12 月 18 日に効果が生じ、同日に消費貸借契約が承諾されており、その借りた金額は、CGL 社によって生命保険契約に対して直接に払い込まれたのと全く同額であって、また、消費貸借契約は、生命保険契約の質入裏書 (avenant) の署名によって具体化された質権 (nantissement) を予定していることから、〔控訴院〕裁判所は、貸付一般条件の第 3 条〔特段の定めのない場合には、金銭貸主が介入することのみを理由として、本契約と顧客が第三者との間で締結するいかなる他の契約との間にも、相互依存性及び/又は不可分性も存在しないものとする。〕が、貸付契約の特定の条件及び X〔被保険者〕に提示されたすべての契約前情報、生命保険契約の質入裏書に抵触していると述べた。このような認定と評価から、控訴院は、契約の約款の文言とは異なって、不可分な契約の集合 (un ensemble contractuel indivisible) を構成することの当事者の共通の意思 (la commune intention des parties) を強調して、その決定が法的に正当であることを示したのである。

ここまでにおいて紹介したように、破毀院は、当事者の意思の探求という主観的側面から、又は、契約の全体的な構造という客観的側面から、分割条項の存在にもかかわらず、契約の相互依存性を認めてきた。

C. 相互依存的契約の効果の一つとしての「契約の失効」

学説は、契約間の不可分性は、「契約の消滅 (anéantissement) の伝播方法のようであり、それで、ある契約が無効、解除又は解約され、それが他の契約に不可分に関連付けられた (lié) ものであった場合に、全体が消滅する (disparaître)」と述べて [BACACHE 2009, n° 101], 不可分契約の効果を説明する。そうであったとしても、この消滅の法的性質について判例の態度は、均質なものではなく、契約の無効や解除・解約・失効のそれぞれの効果を導いてきた [BACACHE 2009, n°s 129–130] [クロック [野澤訳] 2017, 212 頁]。

そこで、問題は、この契約の消滅の法的性質が無効であるのか、解除であるのか、解約であるのか、さらには失効であるのかということである [BACACHE 2009, n° 129]。学説の指摘によれば、フランス民法典の 2016 年契約法等改正前において、近年の判例は、失効を好むようになっており、これは学説の支持を得ているものとされる [BACACHE 2009, n° 132] [GHESTIN et al. 2013, n° 2625, p.1308] [SEUBE 2018, n° 33]。たとえば、同一の公証人の前で同日に締結された営業権の売買契約とこの営業権に設定された質権 (nantissement) を伴う消費貸借契約について、売買契約の無効 (annulation) が、この契約と一つのコースを形成する消費貸借の失効 (caducité) をもたらしたとする原審を支持する判決 (破毀院民事第 1 部 1997 年 7 月 1 日判決¹⁴), [酒巻 2018, 134–135 頁] や、病院・請負人間のボイラー室の運転契約と請負人・燃料会社間のボイラー用燃料供給契約とが「不可分な契約の集合 (un ensemble contractuel indivisible)」を構成しており、ボイラー室の運転契約の解約 (résiliation) はこれを唯一のコースとしていた燃料供給契約の失効をもたらしたとして、継続的燃料供給契約に基づく契約期間の満了までの代金支払請求を棄却した原審を支持する判決 (破毀院商事部 2006 年 4 月 4 日判決¹⁵), [酒巻 2018, 71–72 頁] を参照。) などがあ
る。また、破毀院商事部 2007 年 6 月 5 日判決¹⁶) は、ユーザーがサプライヤーとの間で締結した機材のメンテナンス契約の不履行を原因とする同契約の「解除 (résolution)」と、この機材をサプライヤーから購入してユーザーに賃貸していたリース会社との賃貸契約 (contrat de location) の解約 (résiliation)

とを主張していたので、リース会社がサプライヤーとの間の同機材の売買契約の解除 (résolution) を求めた事案において、「賃貸借契約及びメンテナンス契約の解約は、これらの契約が複合的及び不可分の契約の集合 (un ensemble contractuel complexe et indivisible) を構成する場合には、売買契約の解除ではなく、ただその失効のみをもたらず」と述べる ([酒巻 2018, 75-76 頁] を参照)。この破毀院判決によって、学説では、破毀院が相互依存的契約について失効の効果を選ぶ傾向にあることが確認されたと指摘されている [BACACHE 2009, n° 133] [WALTZ-TERACOL et BACACHE 2018, n° 172]。

また、破毀院商事部 2014 年 11 月 4 日判決¹⁷⁾は、次のように述べて、相互依存的契約の失効を認めるためには、契約の一つがすでに消滅していることを要するとする。

リース契約を包含する契約が相互依存 (interdépendants) である場合に、主契約 (contrat principal) の消滅 (anéantissement) は、結果としてのリース契約の失効 (caducité) にとって、必要な前提条件 (un préalable nécessaire) である [。]

この判例の立場は、後に紹介するフランス民法典の 2016 年契約法等改正によって、採用されている [クロック [野澤] 2017, 212-213 頁]。

近年では、後述 (II.3.) に紹介する 2016 年契約法等改正を考慮に入れて、ファイナンス・リースに関する同日の二つの破毀院判決¹⁸⁾によって、「契約が相互に依存している場合において、契約のいずれかが解約 (résiliation) されると、その他の契約は、その結果として、失効する」と述べられている。このような判断は、その後も、リース契約について、破毀院混合部の判決によって踏襲されている (後述 3.B.c.(b) の破毀院混合部 2018 年 4 月 13 日判決を参照)。

ここまでにおいて紹介したように、フランスにおいては、相互依存的契約について判例が蓄積されており、ある契約が何らかの原因によって消滅した場合に、これに密接に関連する他の契約がたとえ有効に成立して、その後これについて債務不履行があったというわけではなくても、その契約を履行する意味が失われたときに、その契約の失効を認めることによって、当該契約関係からの当事者の離脱を認めてきた。そうであってもこれを明らかにす

る条文がないので、判例によって挙げられるその根拠は、様々であった。たとえば、フランス民法典 1217 条及び 1218 条〔債務の不可分性〕¹⁹⁾であるとか、1184 条〔双務契約に内在する解除条件〕²⁰⁾であるとか、契約間の主従関係であるとか²¹⁾、コースの消滅²²⁾であるとかというようである。

3. フランス民法典の 2016 年契約法等改正による 相互依存的契約の「失効 (caducité)」の規定

A. フランスにおける「失効」の意義とその沿革

「失効 (caducité)」は、ローマ法に起源を有するものとされている [CHAABAN 2006, n° 1, p. 2]。その沿革から、失効は、効果の不遡及性 (non-rétroactivité) [CHAABAN 2006, n° 19 et n°s 369 et s.] 及び自動性 (automaticité) [CHAABAN 2006, n°s 511 et s.] を特徴とする [CHAABAN 2006, n°s 8 et 9, n° 30] [AUBRY 2012, p. 641] [SEUBE 2018, n° 76] ものとされてきた。

1804 年のフランス民法典においては、失効は、次の七つの条文において定められていた [AUBRY 2012, p. 625] (条文訳について、[中村 2017, 380 頁] [中村 2018, 453 頁, 459 頁] を参照。)。すなわち、① 生前贈与が処分任意分以上である場合の遺言による処分の失効 (フランス民法典旧 925 条)、並びに、② 第 3 編「財産取得編」第 2 章「生前贈与及び遺言」第 3 節「遺言」第 8 款「遺言の撤回及び失効」に規定されている受遺者の死亡による失効 (同法典旧 1039 条)、条件成就前の受遺者の死亡による失効 (同法典旧 1040 条)、目的物の滅失による失効 (同法典旧 1042 条 1 項)、及び、受遺者の受領拒絶・受領不能による失効 (同法典旧 1043 条)、並びに、③ 婚姻のための贈与の婚姻不成立による失効 (同法典 1088 条)、及び、配偶者間の贈与における相手方配偶者の先死亡による失効 (同法典旧 1089 条) である。これらの条文はいずれも恵与法 (le droit des libéralités) に関するものであり、①及び②の遺言による処分、並びに、③の贈与の失効を規定する [AUBRY 2012, p. 625] (2016 年契約法等改正前の議論について [上井 2001, 99-109 頁], [都筑 2007, 231-232 頁] を参照。)。これらの

条文に規定される解決策は、すでに古法において知られていたものの、ここでは、失効は、無効 (nullité) と区別されていなかったものと、学説において指摘されている [AUBRY 2012, p.626]。

失効の効果を定める条文は、幾度かの改正を経て、フランス民法典に追加されている。たとえば、離婚の申立てについてフランス民法典 250-3 条 (2004 年改正)、生存者の権利について同法典 1392 条 1 項第 1 文 (1965 年改正、2006 年改正)、受益配偶者 (l'époux bénéficiaire) の権利について同法典 1513 条 (1965 年改正)、受益者の権利について同法典 1873-14 条 (1976 年改正) がある。これらは、所定の期間内に行使されなければ、その権利が失効することを定めるものである。

このような権利の不行使による「司法上の失効 (la caducité judiciaire)」 [CHAABAN 2006, n^{os} 26 et 29] だけでなく、「民法上の失効 (la caducité civiliste)」 [CHAABAN 2006, n^{os} 26-28] として、事実に基づいて発生するものがある [AUBRY 2012, p.626]。学説は、このような失効は、無効 (nullité) とも、解除 (résolution) ・解約 (résiliation) とも、異なるものと考えている。すなわち、無効の場合には、フランス民法典 1128 条以下の契約の有効要件を満たしていない場合の制裁として、裁判官の宣告を経て (当事者が相互の合意によって無効であることを確認した場合を除く。)、契約が初めから全く存在しなかったものとして扱われるのに対して (2016 年契約法等改正前について [GHESTIN et al. 2013, n^o 2111] を参照。フ民 1178 条。)、失効の場合には、確かに、当該契約は、その効果の発生が従属する要素を欠く範囲において、当然に (de plein droit) 存在しないものと扱われるものの、この要素の欠如の確認までは、契約の効果が生じているという違いがあるし、また、解除又は解約が当事者の意思表示又は裁判官の宣言を原則として必要とするのに対して (フ民旧 1184 条 3 項, 1227 条)、失効は、契約の本質的な要素が失われるとともに、当事者の意思表示又は裁判官の宣言を必要とすることなく、当然に (de plein droit) 効果を生じるという違いがあると説明される [LARROUMET et BROS 2018, n^o 480]。ただし、学説には、失効には裁判官の宣言が必要であると指摘するものもある

[CHAABAN 2006, n^{os} 620 et 623] [BOFFA 2006, p.2659–2660]。

B. フランス民法典の 2016 年契約法等改正による「契約の失効 (caducité)」の一般既定の創設

a. 条文化に向けた議論

契約の失効は、判例によって発展させられ [CHAABAN 2006, n^{os} 17 et 18], 学説は、これを条文化することを提案していた。すなわち、フランス民法典の 2016 年契約法等改正に向けて公表されたテレ草案 (l'avant-projet Terré) においては、失効について定める次のような条文が提案されていた [TERRÉ 2009, p.21–22]。

テレ草案 §2. 失効について

89 条 有効に成立した契約は、その構成要素 (éléments constitutifs) の一つが消滅した (disparaît) 場合には、失効する。

契約の効力が従属させられる本質的でない要素 (une éléments extrinsèque) が失われた場合にも、当該契約は、[前項と] 同様になる。

契約が集合的取引のために (en vue d'une opération d'ensemble) 締結される場合に、その一つの契約が他方の履行を不能にするか又は利益を喪失させるときにも、[第 1 項と] 同様とする。しかしながら、この契約の失効は、契約当事者が同意した時に、その集合的取引 (l'opération d'ensemble) の存在を知っている場合にのみ生じる。

失効は、場合によって、遡及的に、又は将来的にのみ、効力を生じる。

テレ草案においては、失効は、契約の成立に関する制裁であるかどうかということが問題とされたようであり、そこでは、契約の効力の制裁に関するものとの見方も示されている [HOUTCIEFF 2009, n^o 31] が、結局、前掲の同草案 89 条は、「契約の成立」の章の「制裁」の節において規定することが提案されることになった。

これに対して、カタラ草案 (l'avant-projet Catala) は、「第 3 編：所有権を取得する様々な方法、第 3 章：債務」の中の次の五つの条文において、失効を規定することを提案していた [CATALA 2006, p.74, 83 et 84]。

カタラ草案 1116-5 条〔無能力の発生又は契約履行過程における失効〕 履行過程において契約当事者の一方が権利無能力又は能力制限になった場合には、当該契約は、それが他の当事者によって良好結了とならない限りは、失効する。

1131 条〔失効の定義〕 有効に成立した合意 (convention) は、その構成要素 (éléments constitutifs) の一つの消滅 (disparition), 又は、その効力が従属させられる本質的でない要素の一つの消滅 (la défaillance d'une éléments extrinsèque) によって、失効する。

失効は、場合によって、遡及的に又は将来に向かってのみ効力を生じる。

1161 条〔原状回復〕 契約の取消し (annulation) 又は解除 (résolution) による消滅 (anéantissement) 後の原状回復は、以下の規定に従う。

特に失効について、これが遡及効を有する場合には、これらの規定は、特別の規定又は合意を除いて、原状回復の他の場合にも適用できる。

1172-3 条〔契約の集合〕 相互依存的な契約の一つが無効になる場合には、同一の集合の他の契約当事者は、その失効を利用することができる。

1182 条〔条件の不成就〕 条件の不成就 (défaillance de la condition) の場合には、債務は失効する。それは、決して存在しなかったものとみなされる。

同草案の解説 [CATALA 2006, p.33-34 (SIMLER)] においては、失効について、次のように説明されている。惠与の失効、取消しや解除になった契約に依存する行為の失効 (たとえば配偶者の一方の性転換の場合における婚姻の失効) などにみられるように、失効は、様々な側面を有しており、無効や解除のような他の概念と同一視することはできないので、民法典において位置付けるのに値するとしつつも、その定義は困難である。それというのも、失効は、無効や解除・解約とは異なるものとされつつも積極的に定義されることはなく、その原因が多様であり、その効果も遡及的であったり不遡及的であったりすることがあるからである。失効は、いわば、契約の有効条件の欠如及び不履行を原因とするのとは異なる原因に基づく無効 (inefficacité) の残りの形式として現れるようであるので、同草案は、様々な場面を包含するのに、十分に広い用語において、失効の定義を提案するというのである。

これらの草案を受けて、司法省案 (2008 年版) は、「無効」の節において相互依存的契約の失効に関する規定 (同案 100 条) を、及び「失効」の節において失

効の一般規定（同案 101 条）を置くことを、次のように提案していた（[WICKER 2009, p. 77] 及び [AUBRY 2012, p. 627] を参照。）。

司法省案（2008 年版）100 条 相互依存的契約が無効になった場合に、同一の集合の他の契約の当事者は、履行が不能になったか又は当事者の一方にとって契約上のすべての利益が奪われたときには、その他の契約の失効を援用することができる。

101 条 有効に成立した契約は、その構成要素（*éléments constitutifs*）の一つ、又は、その効力が従属させられる本質的でない要素の一つの消滅（*la défaillance d'une éléments extrinsèque*）によって、失効する。例外を除いて、失効（*caducité*）は、将来に向かってのみ効力を生じる。

翌年に出された司法省案（2009 年版）では、条数に変更され（100 条から 89 条、及び、101 条から 90 条）、同案 89 条については、2008 年度版から、文言が次のように変更されている。

司法省案（2009 年版）89 条 付随する契約又は連続する契約（*contrats concomitants ou successifs*）の一つの履行がその属する集合的取引（*opération d'ensemble*）を実現するのに必要となるものであって、これが消滅した場合に、同一の集合（*ensemble*）に属する他の契約の当事者は、この消滅によってその履行が不能になるか又はその契約からその目的が奪われるかしたときには、その失効を利用することができる。

さらに、2015 年に公表されたオールドナンス案²³⁾では、文言が大きく改められており、次のような規定が提案されている。

オールドナンス案 1186 条 有効に成立した契約は、その構成要素（*éléments constitutifs*）の一つが消滅した場合には、失効する。契約に外部的要素であるが、その有効性には必要であるものが欠けている場合にも同様とする。

複数の契約が一つの集合的取引のために締結され、そのうちの一つの消滅によって他の契約の履行が不可能になった又は履行の利益がなくなった場合にもこれと同様とする。後者の契約の失効は、しかしながら、当事者がその同意を与えた時に、その全体の取引の存在を知っている場合にのみ生じる。

1187 条 失効は、当事者間の契約を終了（*fin*）させる。

失効は、〔フランス民法典〕第 4 章〔債務の一般規則〕第 5 節〔原状回復〕に規定された要件において、原状回復（*restitution*）を生じさせ得る。

b. 失効の一般規定の創設（フ民 1186 条及び 1187 条）

最終的に、フランス民法典の 2016 年契約法等改正によって、契約の「失効」に関する規定が、同法典第 3 編「財産取得」第 3 章「債務の源」第 1 節「契約」第 2 款「契約の成立」第 4 目「制裁」第 2 小款「失効 (La caducité)」において、次のように置かれることになった（創設された失効の規定については、[クロック [野澤訳] 2017, 212–217 頁] [荻野ほか 2017, 280 頁, 298 頁] を参照。）。

フランス民法典 1186 条 有効に成立した契約は、本質的な要素 (éléments essentiels) の一つが消滅した場合には、失効する (caduc)。

同一の取引 (une même opération) を実現するために複数の契約の履行が必要な場合に、その一つが消滅 (disparaît) したときには、その消滅によって履行が不可能になった契約、及び、消滅した契約の履行が当事者の一人の同意の決定的な条件 (une condition déterminante) になった契約は、失効する。

しかしながら、失効 (caducité) は、これを援用される (invoquée) 契約者がその契約について同意をした時に、その集合的取引 (l'opération d'ensemble) の存在を知っていたことを対抗された場合にのみ生じる。

1187 条 失効は、契約を終了 (fin) させる。

それ [失効] は、1352 条から 1352-9 条 [フランス民法典第 3 編「所有権を取得する様々な方法」第 5 章「債務の一般規定」第 5 節「原状回復」中の一連の条文] に規定された要件において、原状回復 (restitution) を生じさせる。

c. 失効の要件：有効に成立した契約の本質的な要素の消滅

(a) 単独の契約の場合

官報 [JORF 2016] によると、フランス民法典 1186 条 1 項は、「学説の概念と判例とに合致して、失効は、契約の成立後に、その本質的な要素 (éléments essentiels) の一つが失われたことを制裁する (sanctionner)」ものであると説明されている。

ここにいう「契約の本質的な要素」は、同法典 1128 条にいう「同意、能力、内容」という成立に必要な要件とは異なる ([SEUBE 2015, p.769] を参照。)。学説では、「本質的な要素とは、当然に、当事者の同意の決定な要素であり、それがなければ契約を締結しなかったであろうというものである」[LARROU-

MET et BROS 2018, n° 481] と説明するものがある。そして、「ここにおいて、ドイツにおける契約基礎 (fondement du contrat), 言い換えれば契約の存在理由 (raison d'être) の考えを発見することができる。それは、かつては、契約のコースであった」[LARROUMET et BROS 2018, n° 481] という (同様の指摘として、ドイツ民法 313 条 (行為基礎の障害) 1 項に言及する学説 [DESHAYES et al. 2018, p. 397] もある)。その他の学説 [クロック [野澤訳] 2017, 207 頁] においても、「コースは、様々な仮名を用い、名前を変えて復活する」として、フランス民法典 1186 条の「本質的な要素」もその一つであると指摘されている。

一つの契約の失効について問題となる本質的な要素の消滅として考えられる具体例は、条文やこれまでの破毀院判決を参考にして、① 目的の消滅/不能——フランス民法典 1722 条に規定されている賃貸借における目的物の消滅——であるとか、② コースの消滅——離婚した夫婦間で子を扶養する母に対して父が定期的に金銭を支払う約束をしたところ、父においてその子を扶養することになった場合には、その時から、当該約束のコースが消滅すること²⁴⁾や、経済的環境の変化によって、当事者が予定していた契約の全体的な構造 (l'économie générale du contrat) が不均衡になった (一方が実質的に対価を得られなくなった) こと²⁵⁾——であるとかいうものである [CHANTEPIE et LATINA 2018, n° 494]。このような②コースの喪失に基づく失効という解決策について、学説には、フランスにおける不予見理論 (théorie de l'imprévision) の一種であることを指摘するもの [GHESTIN 2014, p. 1970] もある (不予見理論は、日本における事情変更の原則に相当するものであるとされており、その議論については、[五十嵐 1969, 36-60 頁] [石川 2011, 269-327 頁] を参照。また、契約の失効は、日本法においては、目的不到達の延長にある広い意味での事情変更問題として位置付けられると考える学説として、[都筑 2009, 43 頁] を参照。)

前掲の司法省案 (2008 年度版) 101 条 1 項及び同案 (2009 年度版) 90 条においては、テレ草案及びカタラ草案と同様に、「構成要素」という文言が用いられて、「契約の効力が従属させられる本質的でない要素」と区別して規定されているのに対して、フランス民法典 1186 条においては、契約の「本質

「本質的な要素」という文言が用いられているという違いがあるために、その関係が問題になりそうである。司法省案について検討する学説では、契約には本質的でない要素であるが、その効力について必要になるものの欠如、たとえば、③ 売買契約に付された停止条件の不成就²⁶⁾についても、失効の対象に含まれると考えられていた [SEUBE 2015, p.769-770]。しかし、2016年契約法等改正後には、「本質的でない要素」という文言は用いられていないので、「本質的な要素」(フ民1186条1項)の解釈によって、このような場合が含まれるかどうかが定まることになる。学説には、このような停止条件不成就も、失効の適用範囲に挙げるものがある [LARROUMET et BROS 2018, n^{os} 483 et 485]。しかし、学説では、フランス民法典1186条1項の失効の対象は、厳密な意味において、契約に「本質的な要素」の消滅であると考えるのが多数のようである [CHANTEPIE et LATINA 2018, n^o 493] [DESHAYES et al. 2018, p.396] [SEUBE 2018, n^o 15]。このような立場からは、前述の③条件不成就については、フランス民法典1304条以下(条件付き債務に関する一連の規定)の領域に属する問題とし、また、①目的の消滅/不能については、1218条[不可抗力とその効果]2項又は1351条[履行不能の意義]、1351-1条[付遅滞後の履行不能の効果]の領域に属する問題とされている [DESHAYES et al. 2018, p.396]。そうであるとはいえ、実際には、契約の本質的な要素と条件との間の区別は困難であるとの指摘もなされている [SEUBE 2018, n^o 15]。オールドナンスにおける条文の文言が司法省案から変更された経緯については明らかにされていないものの、起草過程におけるこのような文言の変更を背景として、「契約の本質的な要素」の解釈をめぐって議論が生じそうである。

(b) 相互依存的契約の場合

また、官報 [JORF 2016] によると、フランス民法典1186条2項及び3項は、「相互依存的契約 (contrats interdépendants) に向けられたものであり、それは、民法典において知られておらず、また、激しく揺れ動く論争を引き起こし、判例は、契約の相互依存 (interdépendance des contrats) の主観的概念

(契約の締結時における当事者の意思を探求し、他の契約全体についての他の当事者の認識を確認されるもの)と客観的概念(実現される経済的取引(l'opération économique)に基づくもの)との間で躊躇している」という。ここでは、相互依存的契約についてのみ言及されているが、「不可分契約」も同様である[BÉNABENT 2016, n° 330]。

そこで、フランス民法典 1186 条 2 項は、① 客観的基準として、契約の一つの消滅によって履行が不可能になったこと、及び、② 主観的基準として、消滅した契約の履行が当事者の一人の同意の決定的な条件になったこととの二つの基準を挙げる[クロック[野澤訳] 2017, 208–210 頁]。ここにいう一つの契約の「消滅」は、無効、解除・解約、解約金条項の行使、単独の契約の失効(フ民法 1186 条 1 項)などを含む、より広い言葉であるとされる[LATINA et CHANTEPIE 2016, n° 494, p.441][DESHAYES et al. 2018, p.400][TERRÉ et al. 2018, n° 592]。ここでは、前述(II.3.B.c.(a))において紹介したように、2016 年契約法等改正前に失効の根拠の一つとして考えられてきたコーズという用語は、用いられていない。学説は、これを説明して、「すべての場合において、複数の契約が同一の経済的取引(la même opération économique)に関係するときには、各契約は、他の契約の本質的な要素となっている、言い換えれば、契約の複数性が当事者の同意の成立要素となっている」[LARROUMET et BROS 2018, n° 495]と述べるものがある。フランス民法典 1186 条 2 項においても同条 1 項と同様に、契約の本質的な要素の消滅がその失効をもたらすものと整理できる[LATINA et CHANTEPIE 2016, n° 494][クロック[野澤訳] 2017, 207 頁]。

不可分契約・相互依存的契約の失効は、判例において、様々な場面において認められてきた。二当事者間で同一期間の継続を予定して締結されたエンジン用燃料の売買と潤滑油の売買の間²⁷⁾であるとか、売買契約とこのための金銭消費貸借契約の間(前掲・破毀院民事第 1 部 1997 年 7 月 1 日判決)であるとか、病院・請負人間のボイラー室運転契約と請負人・燃料会社間のボイラー用燃料供給契約の間(前掲・破毀院商事部 2006 年 4 月 4 日判決)であるとか、夫婦をコンシェルジュとして採用する各雇用契約間²⁸⁾であるとかいうよう

である。そこで、ここまでで紹介した破毀院判決にみられるように（前述 II.2. A.）、フランス民法典 1186 条は、ファイナンス・リース（location financière）及びリース（crédit-bail）取引を念頭に考えられたものであるにしても、「他の契約の集合（ensemble contractuel）に適用される場合においても、同様に高く評価されるべきである」[BROS 2016, p.31] と、その意義が指摘されている。また、これらの例にみられるように、不可分契約・相互依存的契約は、同一当事者間において締結されている必要はない [BÉNABENT 2016, n° 330]。

このように三者以上の間で問題となり得るので、契約間の相互依存性が主観的なものであれ、客観的なものであれ [LARROUMET et BROS 2018, n° 496] [TERRÉ et al. 2018, n° 593]、フランス民法典 1186 条 3 項は、契約締結時において、契約者が集合的取引を知っていることを要求する（前掲のテレ草案 89 条 3 項を参照）。これは、複数契約において共通する「軸（pivot）になる当事者」を保護して、その利益を保護することをその契約の相手方に課すためであると説明する学説がある [BROS 2016, p.1683]。その立証責任は、契約の相互依存性の効果を主張する者に課されている [クロック [野澤訳] 2017, 210 頁] [DESHAYES et al. 2018, p.403]。一方で、客観的な相互依存性が認められる場合として、たとえばリース（crédit-bail）契約やファイナンス・リース（location financière）契約においては、「構造的な相互依存」が存在するために、これを実現するためには、リース契約では、サプライヤーとリース会社との間の売買取約とリース会社・ユーザー間の売買取約を伴う賃貸契約とを結びつけざるを得ないし、ファイナンス・リース契約では、売買取約と賃貸借契約の履行が必要になるので、その「証明は容易」であるという [LARROUMET et BROS 2018, n° 496]。他方で、主観的な相互依存性が問題となる場合に、たとえば信用売買（vente à crédit）については、売主に割賦販売を認めてもらうとか、金融機関から融資を得るとかいうように、金融を得る方法を選択することができるために、「相互依存性が当事者の一人にとって本質的であるが、他の当事者にとってはそうでない」ことがあり [LARROUMET et BROS 2018, n° 496]、このような主観的な相互依存性の存在及び相手方の悪意については、共同契約

者の名において及び代理人として署名した人の同一性、契約締結の契約書の一体性や場所・時間の一体性、弁済・支払時の同時性、他の契約に対する相互的な言及などの諸般の事情を考慮して判断されるものと、学説では指摘されている [FENOUILLET et al. 2017, n° 438, p.395]。先に述べたように (II.1.A.b.)、割り当てられたクレジット契約について定義するフランス消費法典 L.311-1 条は、売買・役務提供契約とクレジット契約が一つの商業的取引を構成する場合として、「売主又は役務提供者自身によりクレジットが提供される場合、又は、第三者によって融資が行われる場合において、貸主がクレジット契約の締結若しくは準備のために、売主若しくは役務提供者の役務を利用するとき、若しくは、クレジット契約が関係する商品若しくは役務に特に言及をしているとき」を挙げており、日本法への示唆を得るためにフランス民法典の失効における主観的な相互依存性の存在及び相手方の悪意という要件について考察するのに、参考になるものと思われる。

フランス民法典において相互依存的契約に関する失効規定が設けられたことによって、改正条文の適用前の事案においても、すでに次のように、破毀院判決に対する影響がみられる。前述したように (II.2.C.)、破毀院は、失効の根拠を様々に指摘してきたものの、2016 年契約法等改正のオールドナンス公布後には、同改正前の条文が適用される事例においても、破毀院は、フランス民法典旧 1134 条 [合意の拘束力] に基づいて、契約の不可分性を次のように認めている。すなわち、前述 (II.2.A.d.) の通り、破毀院混合部 2013 年 5 月 17 日判決は、ファイナンス・リース (location financière) 契約を含む一連の契約の相互依存性を認めており、近年の破毀院判決 (破毀院商事部 2017 年 5 月 18 日判決及び破毀院商事部 2017 年 7 月 12 日判決²⁹⁾) は、このような取引について、そのうちの一つの解約 (résiliation) は、他の契約の失効をもたらすものと判示している。また、近時、破毀院判決 (破毀院混合部 2018 年 4 月 13 日判決³⁰⁾) は、前述のようにリース (crédit-bail) 契約の解約を認めた判例 (前掲・破毀院混合部 1990 年 11 月 23 日判決) を変更して、「売買契約の解除 (résolution) は、その結果、解除の効果発生日において、リース (crédit-bail) 契約の失効をも

たらし、かつ、契約の解約 (résiliation) の場合に予定された条項は適用されない」と述べる。同判決は、失効について、「契約の成立に影響を与えず、契約の履行が開始された瞬間に生じ得る」のであり、「リース契約の不履行に対する制裁ではないという点、及び、その契約の本質的な要素のうちの一つ (l'un de ses éléments essentiels)、すなわち、その締結を考慮した主契約 (le contrat principal) の消滅 (disparition) という点において、解除 (résolution) と同、解約 (résiliation) と異なる」として、その法的性質に言及している。このようにして、2016年契約法等改正のオールドナンス公布後においては、同改正前の民法典の規定が適用される事例についても、ファイナンス・リース (location financière) 契約についても (前述 II.3.B.c.(b))、また、リース (crédit-bail) 契約についても、破毀院判決によって、失効という統一的な解決策が示されている。

d. 失効の効果

フランス民法典 1187 条は、失効の効果について、「契約を終了 (fin) させる」と規定する。これは、契約の解除 (同法典 1129 条 1 項) 及び無期限契約の解消 (同法典 1121 条) について採用された解決策と同様である。しかし、この規定は、その効果について何も述べていないものと指摘されている [DES-HAYES et al. 2018, p. 408]。それというのも、先に述べたように (前述 II.3.A.)、伝統的には、失効は、不遡及性と自動性を特徴とするものと考えられてきたのに対して、学説によって、このような伝統的考えには批判がなされてきたところ [CHAABAN 2006, n° 621]、フランス民法典 1187 条は、単に、契約を終了させると述べるだけで、この批判に対して、失効の法的効果を定めることによる立法的解決策を明示していないからである。

(a) 不遡及性について

2016年契約法等改正後においても、失効によって、将来に向かって契約の効力が奪われることについて疑いはない [CHANTEPIE et LATINA 2018, n° 498]

(このことを、別の学説 [TERRÉ et al. 2018, n° 594] は、解除と同様に、無効とは異なっており、失効は契約の全滅 (anéantissement) をもたらすのではなく、契約の消滅 (extinction) をもたらすだけであると表現する。)。しかし、原状回復の有無は、これとは別に考えられる [CHANTEPIE et LATINA 2018, n° 498]。官報 [JORF 2016] によると、「失効が適用される場面の多様性を考慮すると、本質的な要素が失われた日及び契約の種類によって異なる可能性があるために」、失効の効果を定めるフランス民法典 1187 条は、単に、失効の効果は、契約を終了させるものとするのみであって、学説において議論されてきた遡及効の問題を解決するものではなく、弁済の原因が最初からなかったとして遡及効を伴うもの [DESHAYES et al. 2018, p. 408] と従来は考えられてきた原状回復も排除されず、「各事件の状況に応じて遡及の便宜を評価することは、裁判官にゆだねられている」ものとされる。実際に、2016 年契約法等改正前の民法典の適用事例において、前掲・破毀院混合部 2018 年 4 月 13 日判決は、リース契約の失効が売買契約の解除の効果発生日にさかのぼって生じることを認めている [TERRÉ et al. 2018, n° 594]。

学説では、失効によって履行期限にかかわらず契約は終了するので、原則として過去への原状回復は生じないはずであるが、一方の契約が先履行であったりするような場合には、原状回復が生じ得ることが指摘されていたり [BÉNABENT 2016, n° 331]、たとえば二つの契約の履行が開始されて、この履行が相互に満足のいくものであったとすると、失効は将来に向かってしか効力を生じないし、これに対して、一方の契約のみの履行の場合又はその履行が満足のいくものでなかった場合には遡及効が生じると指摘されていたり [FENOUILLET et al. 2017, n° 439, p. 395–396] する。

(b) 自動性について

また、自動性については、無効に関するフランス民法典 1178 条及び解除に関する同法典 1227 条が裁判官又は当事者の介入を前提としているのと比較して、失効の効果を定める同法典 1187 条がこのような前提を文言上は要

求していないものと読めるために、学説は、失効の自動性については、2016年契約法等改正法によって維持されているものと考えてるのが一般的である [SEUBE 2015, p.770] [CHANTEPIE et LATINA 2018, n° 399] [SEUBE 2018, n° 77]。しかし、2016年契約法等改正前にも主張されていたように、同改正後も、実際には、当事者が失効について同意している場合には裁判所に訴えることなくその効果を認めることに何らの困難もないし、そうでない場合には裁判官が失効を適用するか否かを宣言しなければならないとして、裁判官の介入を認めることも可能であると指摘するものもある [WALTZ-TERACOL et BACACHE 2018, n° 184]。

III. 検 討——日本法への示唆

ここまでにおいて検討したフランスにおける議論をまとめて考察すれば、次の通りである。

フランスにおいては、当初、売買契約とクレジット契約とは、たとえ、後者が前者に対する与信を目的とするものであったとしても、それぞれが独立した契約として扱われてきた。しかし、今日では、消費法典に規定された「割り当てられたクレジット」として、一方のクーリング・オフは、他方の解除・解約を当然にもたらしたり、与信の対象となる売買契約等（基本契約）について争いがある場合には、クレジット契約の履行も停止されて、その後、基本契約の解除・無効の宣告があったときには、クレジット契約も当然に解除・無効になったりすることが規定され、相互的に影響することが明らかにされている。フランス消費法典 L.311-1 条によれば、基本契約に対する融資のために割り当てられたクレジット契約として認められるためには、基本契約とクレジット契約とが一つの商業的取引を構成する必要がある。そして、この一つの商業的取引の存在が認められるのは、同条によると、① 基本契約の売主・役務提供者によって与信がなされている場合、又は ② 第三

者による与信であれば、(i) クレジット契約締結時に基本契約の売主・役務提供者の関与がある場合、若しくは (ii) クレジット契約において基本契約の目的が表示されている場合である。また、この適用領域の外においても、不可分契約・相互依存的契約の効果の一つとして、一つの契約の無効、解除又は解約がその他の契約の「失効」をもたらす場合があることが、判例・学説によって認められている。不可分契約・相互依存的契約の典型例は、売買とリース契約（前述 II.2.A.a.）や、役務提供とリース契約（前述 II.2.A.b. から d.）であるが、判例においては、これらに限らず、多様な場面において、契約間の不可分的・相互依存的関係が認められている（前述 II.3.B.c.(b)）。そこで、フランス民法典の 2016 年契約法等改正においては、失効に関する規定の中に、不可分契約・相互依存的契約に関する規定を設けて、① 同一の取引（une même opération）を実現するために履行が必要となる複数契約において、② (i) その一つの契約の消滅によって他の契約の履行が不可能になるとか（客観的な相互依存）、又は (ii) 当事者の一人にとって消滅した契約の履行が他の契約の同意の条件になっているとか（主観的な相互依存）というような場合に、③ 失効を対抗される者がその他の契約に同意をした時にその集合的取引（l'opération d'ensemble）の存在を知っていたときには、その一つの契約の消滅によって、その他の契約も失効して終了することとされた（同法典 1186 条、1187 条 1 項）。失効によって、場合によっては、原状回復義務が生じることもある（同法典 1187 条 2 項）。割り当てられたクレジットと相互依存的契約の失効の要件とを比較すると、いずれも、① 複数契約によって構成される一つの集合的取引があり、② これらの契約が相互依存的であり（割り当てられたクレジットの場合には主観的な相互依存性がある。）、③ 失効を対抗される者（割り当てられたクレジットの場合にはクレジット会社）がこの一つの集合的取引を知っている（割り当てられたクレジットの場合には、第三者与信のときには、基本契約の売主・役務提供者を通じてクレジット契約が締結されれば、クレジット会社が悪意と扱われるものと考えられるし、そうでなくても、クレジット契約に基本契約の目的が表示されていれば、クレジット会社が悪意といえる。）ことが要求されており、共

通した要件となっているものと考えられる。

このようなフランス法と比較すれば、日本においても、先に述べたように(前述I.2)、一定の範囲において、売買契約等とこれらのためのクレジット契約の間の相互依存的関係が特別法によって認められているものの、現行法においては、その範囲は、限定的といえる。また、この適用の範囲の外でも、判例は、信義則によって、二つの契約の結びつきを考慮する可能性を示している。他方で、立法化の動きをみれば、この問題に関連して、日本においても、民法(債権関係)改正に向けた議論において、以下に紹介するような立法化の提案が検討された。

まず、ファイナンス・リース契約については、法制審議会民法(債権関係)部会において、その典型契約化に向けた審議が行われた(民法(債権関係)部会資料³¹⁾18-2・42-55頁)。そして、公表された中間試案においても、「賃貸借に類似する契約」として、賃貸借の節に、ファイナンス・リースに関する規定を設けることが提案されていた[中間試案・補足説明2013, 466-468頁]。しかし、そこにおいては、リース会社がサプライヤーに対する担保責任に基づく権利を有するときには、ユーザーがその権利(解除権及び代金減額請求権を除く。)を取得することができることを定める規定はあるものの、契約の一方について、無効や解除などの事由がある場合に、他方の契約の効力がどのようなことになるかということは述べられていない。

また、法制審議会民法(債権関係)部会において、「複数の法律行為の無効」に関する規定として、「密接な関連性を有する複数の法律行為」の一つの無効によって、他の行為も無効になることを条文化することが検討された(民法(債権関係)部会資料13-2・45-46頁)。ここにおいて参照される比較法は、フランスにおける相互依存的契約の失効に関する規定(前掲・カタラ草案1172-3条及び司法省案(2008年度版)100条)である(民法(債権関係)部会資料29・28-31頁)。ただし、本稿において紹介したフランスの議論とは異なって、ここで提案されているのは、同一当事者間における複数の法律行為に関するものに限られており、ABC三者間の二つの法律行為については、AB間の行為の無

効について、Cの悪意を要件とすることが考えられると指摘されつつも、「法律行為の無効が当事者の異なる他の法律行為の無効をもたらす一般的な要件については未だ十分な議論の蓄積があるとはまでは言えず、この点については今後の解釈に委ねる」（民法（債権関係）部会資料29・30頁）ことが提案された。結局、「両者にどのような関係がある必要があるか、当事者が共通の場合と異なる場合とで要件が異なるかなどの問題があり、これらについて十分な意見の一致を見ることができなかったこと」から、複数の法律行為の無効については、中間試案で取り上げられなかった〔中間試案・補足説明2013, 51頁〕。

さらに、複数契約の解除に関する規定を設けるべきことも、同審議会において検討されていた。すなわち、中間試案には、次のような案が示されていた〔中間試案・補足説明2013, 136-138頁〕。

民法（債権関係）の改正に関する中間試案 第11の2 同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうち一の契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。

これは、最高裁判決（最判平成8・11・12民集50巻10号2673頁。以下「平成8年判決」という。）において、「同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった2個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解する」と述べられたことに基づく条文化の提案である。この立法案に対して寄せられたパブコメ（東弁、日弁連、日弁連消費者委、個人）には、複数の法律行為の無効について、平成8年判決を明文化すべきという意見があったことが公表されている（民法（債権関係）部会資料71-2・74頁）。

しかし、結局、この立法化は見送られた〔稲田＝高井 2017, 17-22 頁〕〔潮見 2017, 575-576 頁〕。その理由は、要綱案のたたき台の作成に向けて、パブコメに寄せられた意見の中には、① 実務において契約を複数に分けていながら効力を連動させようとする場合には、契約中にその旨を明示するのが通例であって、不明確な要件の下で関連契約全部の解除が認められるのは妥当でない旨の指摘、② 平成 8 年判決は、極めて一体性の高い複数の契約が問題になった特殊な事例であり、この判決の後に同様の法理が妥当するとされた事例の集積が重ねられている状況ではなく、現時点で条文として一般化することが相当であるのかという疑問がある旨の指摘、③ 一つの契約の解除の効果を他の契約に及ぼすかどうかは、契約締結の趣旨や代替品の調達可能性など様々な考慮要素を総合的に判断する必要があるが、様々な考慮要素を適切に要件化することは困難である旨の指摘、④ 債権譲渡の譲受人が債権を譲り受ける際、当該債権の発生原因である契約と関連する契約の有無及び関連する契約全ての解除原因などを確認する作業が必要になってしまう旨の指摘があったことなどを踏まえ、「この論点は取り上げないこととし、引き続き解釈に委ねる」こととされたのである（民法（債権関係）部会資料 68A・43-44 頁）。

民法（債権関係）改正に向けたこれらの議論を参考にすると、本稿の検討する場面では、複数の法律行為の無効及び複数契約の解除が問題になりそうである。しかし、いずれについても、条文化の検討がなされたのは、二当事者間に関するものである。これに対して、フランス民法典によって示される立法的な解決策は、二当事者間であれ、それよりも多数の当事者の間であれ、契約が有効に成立した後に、その契約の本質的な要素（フ民 1186 条 1 項）——相互依存的な複数の契約においては、① その他の契約の履行に必要なとなる契約の一つ（客観的な相互依存性）、又は、② その履行が当事者の一人の同意の決定的な条件になった契約の一つ（主観的な相互依存性）（同条 2 項）——が失われた場合には、契約成立要件の欠如についての制裁としての無効でも、債務不履行についての制裁としての解除でもなく、契約の失効の問題として扱われ（フ民 1186 条）、その効果として当該契約が終了して（同法典 1187 条 1 項）、

当事者がその拘束力から解放されるというものである。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、一つの法律行為が無効である場合と、一つの契約について債務不履行による解除の原因がある場合とに分けて、密接に関連付けられている法律行為・契約の効力に関する規定が検討されている。これに対して、フランス民法典によって示される立法的な解決策は、失効の要件として、契約の一つの「消滅 (disparaitre)」という中立的な言葉を用いることによって、無効も解除・解約等も含めた広い場面を統一的に処理することを可能にする。確かに、フランス民法典 1186 条 2 項は、相互依存的契約のうちの一つが債務不履行になった場面も含まれており、この点においては、日本民法（債権関係）改正において議論された複数契約の解除と、その適用場面が重なるところがある。しかし、要件において比較すれば、フランス民法典 1186 条は、相互依存的契約の一つの「消滅」を要求するのであり、その債務不履行を要件にするのではない [SEUBE 2018, n° 40]。このように、フランス民法典における契約の失効は、その要件として、一つの契約が消滅したという事実が要求されるのみであって、その原因が問われない点において、日本民法（債権関係）改正に向けた議論において問題とされた複数契約の解除が債務不履行を原因とする場合に限定されているよりも、その適用範囲が広いものである。

フランスの学説の議論を参考にすれば（前述 II.3.B.c.(b)）、相互依存的契約の失効は、単独の契約の場合と同様に、有効に成立した契約がその本質的な要素を失ったことをその理論的根拠とする。このようにして、相互依存的な契約において先に消滅した一つの契約がその他の契約にとって本質的な要素であるとしても、フランス民法典 1186 条 3 項は、失効を対抗される者がその同意を与える時点において、全体の取引の存在を知っていることを必要としている。特に問題になるのが、主観的な相互依存性のある契約（消滅した契約の履行が当事者の一人の同意の決定的な条件になった場合）の失効である。このときには、相互依存性は一方的なものであり、「消滅した契約の履行が当事者の一人の同意の決定的な条件になった」（フ民 1186 条 2 項）というのであるか

ら、消滅した契約の一つが履行されることは、当該契約の条件になっているとまではいえなくても、当該同意の動機であると考えることができそうである。もちろん、日本において、動機の錯誤は、意思表示の時点における錯誤の存在が問題になると考えられているのであり〔川島＝平井2002, 393頁, 401頁(川井)], これに対して、フランスにおける契約の失効は、契約の成立後におけるその本質的な要素の喪失が問題になることから、理論上、両者を区別することは可能である。そうであっても、動機の錯誤についても、真実に反することが明らかになるのは、実際には法律行為の成立後であるために、意思表示における動機の錯誤と主観的な相互依存関係にある契約における失効とは、連続しているものと思われる。そこで、フランスの議論を参考にしてこの失効の要件を考えるには、動機の錯誤の要件と比較することも有用であろう。フランスにおいては、動機の錯誤 (*l'erreur sur un simple motif*) について、破毀院判例³²⁾の立場を採用して、「当事者がそれを明示的に同意の決定的な要素 (*un élément déterminant*)」としたことがない限りは、動機の錯誤は、無効の原因とならないものとされており (フ民1135条1項)、契約の失効の場合には単に「知っている」ことのみが要求されると異なっている。フランスの学説では、このような相違について、リスクの引受けの観点からは、知っていることのみによって失効が生じるのは、例外的であることを強調するものもある [DESHAYES et al. 2018, p.405]。日本民法 (債権関係) 改正においては、かつての動機 (縁由) の錯誤に関する条文は、民法新95条1項2号に「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」として取り込まれ、その要件の一つとして「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていた」ことが要求されている。そこで、フランスにおける議論を参考とする場合にも、失効について、主観的な相互依存性のある契約が問題となる場合に、契約者がその契約について同意をした時に全体の取引の存在を知っていたことを要求することは、日本民法においては、動機の錯誤の要件と比較してもバランスの取れたものと思われる。他方で、客観的な相互依存性が問題となる場合について、ファイナンス・リー

ス取引に関する破毀院判例は、当事者の意思の探求に基づいて契約の不可分性を認定するものがある（前掲・破毀院商事部1995年4月4日判決（n°93-20.029））ものの、より近年の判例によれば、当事者の認識を問題とすることなく、ファイナンス・リース契約を含む取引に加えられた同時発生的な、又は、連続した契約は相互依存的であることが認められている（前掲・破毀院混合部2013年5月17日判決（n°11-22.768））。このような取引類型においては、その構造上、当事者が集合的取引を認識している [LARROUMET et BROS 2018, n°496] のが通常であろうと思われるので、この場合に、集合的取引の存在を知っていたことという要件を取り立てて問題にする必要がなかったものと思われる（この要件の証明について、前述 II.3.B.c.(b)におけるフランスの学説の指摘も参照。）。

これに対して、効果の面からみれば、フランスでは、失効に近接する概念として挙げられる解除・解約が当事者の意思表示又は裁判官の宣言を必要とするのに対して、失効は、当然にその効力が生じる点（自動性）において区別されている。このような点では、日本において、法制審議会民法（債権関係）部会において議論された「複数の法律行為の無効」と「複数契約の解除」のうち、無効に近いようにも思われる。しかし、フランスにおいて考えられているように、相互依存的契約の失効が問題となる場面では、当該契約に無効原因があるわけではないので、その効果は、無効とは区別されるべきであろう。そこで、複数契約の解除が問題になる。そうであっても、フランスにおいては、失効が解除とは区別されていることから、日本においても、この解決策を採用することはできないようにも思われる。フランスにおいて、失効が解除とは区別されていたのは、その自動性にある。しかし、失効についても、訴訟になれば、裁判官の宣言によってその効果が認められることになるし、当然に効果が生じるにしても、全く無関係の者が契約の効力を争うこともないものと考えられるとすれば、実際には、相互依存的契約において、失効という効果ではなく、特別の解除・解約権の発生を認めることによって、フランス民法典の解決策と同等の帰結を導くこともできるようにも思われる。実際に、フランス民法典1186条3項は、「援用される (invoquée)」と

いう文言を用いており、たとえ意思表示が効力発生要件とはされていなくても、当事者の意思的介入を前提としているものとも読むことができる。それというのも、フランス民法典の契約法等 2016 年改正前には、自動的（当然）に効果が生じるものと考えられてきた法定相殺（フ民旧 1290 条³³⁾）について、同改正によって、その効果の発生には、「援用される」³⁴⁾ が必要になると定められたのであり、これと同様に、「援用」という文言が同法典 1186 条 3 項においても用いられているからである。そうすると、日本において、失効に関するフランスの議論を参考とする際には、立法論として、契約の相互依存性の問題を解決するために、当然に効力の生じる失効によるのではなく、意思表示を要する解除によることも考え得るであろう。先に述べたドイツ民法 313 条 3 項は、フランスの学説によって失効の要件（契約の本質的な要素）に関連して言及される条文であるが（前述 II.3.B.c.(a)）、契約の基礎となった重要な事情が変更された場合に、解除権の発生を認める（なお、フランスにおいても、失効と不可見理論とのかわりが指摘されるのは、前述 II.3.B.c.(a) の通りである。また、民法典の 2016 年契約法等改正によって、フ民 1195 条にも、予測不能な事情変更によって履行が過大な負担になった場合の規定が設けられている。）。日本においても、結果的には実現されなかったものの、事情変更の原則の条文化が議論され（民法（債権関係）部会資料 48・25-38 頁，72B・1-15 頁，77A・1-2 頁）、その効果として解除権の発生が提案されていた（同資料 72B・1 頁）。このように、相互依存契約において、その一つが消滅した場合のその他の契約の効力について検討するには、これらの議論との関係性が問題になるものの、立法論としては、フランス民法典 1186 条 2 項，3 項の要件を参考としつつ、その効果を特別な解除権の発生と構成することも可能であろうと考えられる。

IV. おわりに

本稿においては、三人以上の主体がかかわる二つ以上の複数契約の履行に

よって、その実態を全体としてみれば、一つの経済的な取引が実現される場合（複数契約間に相互依存的関係がある場合）に、そのうちの一つの契約が消滅したときに、その当事者が他の契約の拘束力からも解放される手段として、フランス民法典に創設された「契約の失効」を検討した。本稿の検討をまとめると、以下の通りである。

契約の失効という概念によって提起される問題は、有効に成立した契約であっても、その成立後になって、その「契約の本質的な要素」、すなわち、当該契約の *raison d'être* が失われるという事件が生じた場合に、当事者をその契約に拘束し続けることができるかどうかというものである。これは、同一の取引を実現するためにその履行が必要となる複数契約においては、そのうちの契約の一つが消滅したときに、他の契約の効力はどのようになるかという観点から問題となる。

典型的に問題になるのは、売買契約等とこれらのためのクレジット契約との関係である。たとえ密接に関連する契約であっても、異なる契約間では、一方が他方に影響しないこと（相対効）が原則であり、日本においては、割賦販売法における特別の規定が適用されたり、判例によって、信義則に基づいて、一方について生じた事由を理由として他方の履行を拒んだり、一方の無効によって他方も効力が否定されたりするという例外的な場面があることが認められていたりするものの、この場面に適用される統一的解決策は、条文化されていない。民法（債権関係）改正に向けて、複数の法律行為の無効や複数契約の解除に関する規定を設けるべきことが検討されたものの、それらの条文化は実現されず、結局、解釈にゆだねられている。

これに対して、フランス民法典の2016年契約法等改正を通じて設けられた契約の失効に関する規定は、売買契約等とクレジット契約との間に限られず、この問題に対する一般的なルールを提供する。そこでは、相互依存的契約における失効を定めており、その要件だけでなく、その効果を検討するためにも、参考になるものと考えられる。すなわち、フランス民法典の示す解決策は、一つの契約についてだけでなく、相互依存的な複数の契約（同一当

事者間で締結されるもの、及び、三者以上の多数当事者間で締結されるもの)についても、契約の本質的な要素が失われた場合には、当該契約を「終了」させて、当事者を契約関係から解放するというものである。

契約の失効の要件は、有効に成立した契約において、成立後にその本質的な要素が消滅したことであるが、複数契約においては、それは、① 複数の契約の履行により実現される一つの取引があり、② それら複数の契約が客観的な又は主観的な相互依存関係にあり、③ 契約者が契約締結時に契約の集合の存在を知っているという三つの要件として表される。この要件を検討すると、① 複数の契約が同一取引を構成しているというだけでなく、② その契約の一つの履行なくして全体的な目的を実現できないといえるほどに、他の契約の履行にとって、その契約の履行が重要であることを要求している。そして、この①②を欠いて契約の本質的な要素が失われた場合には、その契約から、当事者を解放すべきことが検討されることを示している。他方で、③ そのような事情を知らない契約者を保護すべきであるという要請から、失効を援用するには、契約の集合の存在に対する認識を求めており、バランスの取れたものとなっている。

このように、複数契約の終了について、本質的な要素の消滅による契約の終了を認めるフランスの議論を参考にすることができるとしても、日本民法においてその立法化の提言を行うためには、このような契約の終了がいかなる法的制度に基づいて認められるかということを中心に検討しなければならないものと考えられる。本稿では、日本においては、契約の失効という制度によるのではなく、民法（債権関係）改正に向けた議論にみられるように、複数契約の解除によって問題を解決することを検討した。そうであっても、本稿において述べたように、その要件については、動機の錯誤に関する議論との関係が問題になるものと考えられ、また、その効果については、事情変更の原則に関する議論との関係が問題になるものと考えられる。さらには、近時、伝統的な契約法観に対して、『合意に対する同意』による契約の成立」[中舎 2019, 249-252 頁, 272 頁] という新たな契約像を提唱する注目すべき

研究が公表されており、このような立場からすれば、本稿における研究の出発点、すなわち三人以上の複数の主体がかかわる二つ以上の複数の契約関係の存在とは異なる議論展開も可能となる（たとえば、同書は、本稿に挙げたような売買契約等とこれに対するクレジット契約との関係を「多数当事者による契約」[中舎 2019, 282 頁] と構成する。）。これは、契約の個数に関する議論とも関連している。このように、本稿では、なお多くの検討課題が残されており、これらの課題については、さらに研究を継続することにしたい。

注

- 1) 明治大学・法律行為研究会（椿寿夫主催）における共同研究テーマ（同テーマの由来について、椿寿夫『『民法の内と外』中休みを頂き、若干の予告と補足を』商事法務ポータル記事 SH1208（2017/06/05）を参照）。
- 2) 筆者は、同判決を評釈する機会を得て [深川 2013]、これを契機として、欧州消費者信用指令（DIRECTIVE 2008/48/EC）を参考に、二つの契約の目的の間に商業的結合（a commercial unit）関係がみられる場合に、契約間の関連性・密接性を認めるべきことを検討した [深川 2012, 29 頁（89 頁）]。
- 3) Cass., ch. mixte, 23 nov. 1990, n° 87-17.044, *Bull. civ.* 1990 C. M. n° 2, p. 3; *D.* 1991. 121, note C. Larroumet; *RTD civ.* 1991. 325, obs. J. Mestre; *RTD com.* 1991. 440, obs. B. Bouloc; *JCP G* 1991. II. 21642, note D. Legeais.
- 4) フランス民法典の契約法等改正（2016年2月10日のオールドナンス n° 2016-131 及び 2018年4月20日の承認法 n° 2018-287）。
- 5) Cass. com., 4 avr. 1995, n° 93-14.585 et n° 93-15.671, *Bull. civ.* IV, n° 116; *JCP E* 1996, II, 792, note M.-Ch. Sordino et E. Tardieu-Guigues; *RJDA* 1995, p. 414, note P. Leclerc; *Contrats, conc. consom.* 1995, comm. 105, obs. L. Leveneur; *JCP E* 1996, I, 523, n° 4, obs. J.-B. Seube. – Cass. com., 4 avr. 1995, n° 93-20.029, *Bull. civ.* IV, n° 115; *D.* 1995, somm. p. 231, obs. L. Aynès; *D.* 1996, p. 141, note S. Piquet.
- 6) Com. 15 févr. 2000, n° 97-19.793, *Bull. civ.* 2000 IV n° 29; *D.* 2000, somm. p. 364, obs. Ph. Delebecque; *RTD civ.* 2000, p. 325, obs. J. Mestre et B. Fages; *JCP G* 2000, I, 272, n° 9, obs. A. Constantin; *Deffrénois* 2000, p. 1118, note D. Mazeaud; *LPA* 29 déc. 2000, note F. Meilhac-Redon et F. Marmoz; *JCP E* 2001, p. 320, obs. J.-B. Seube.
- 7) Cass., ch. mixte, 17 mai 2013, n° 11-22.927 et n° 11-22.768, *Bull. civ.*, 2013, n° 1; *D.* 2013. 1273, obs. X. Delpech, 1658, note D. Mazeaud, 2487, obs. C. Le Stanc et 2014. 630, obs. S. Amrani-Mekki et M. Mekki; *RTD civ.* 2013. 597, obs. H. Barbier; *RTD*

- com.* 2013. 569, obs. D. Legeais; *JCP G* 2013. 674, J.-B. Seube; *JCP G* 2013. 673, note F. Buy; *JCP E* 2013. 1403, note D. Mainguy; *RDC* 2013. 1331, Y.-M. Laithier; *Gaz. Pal.* 2013. n° 185. 18, D. Houtcief.
- 8) Civ. 1^{re}, 10 sept. 2015, n° 14-17.772 et n° 14-13.658, *Bull. civ.*, 2016, n° 835, n° 135; *D.* 2015. 1837, obs. V. Avena-Robardet; *JCP E* 2015. 1548, note S. Le Gac-Pech; *Contrat, conc. consom.* 2015, comm. 266, obs. G. Raymond.
 - 9) Préc.
 - 10) Civ. 1^{re}, 28 oct. 2010, n° 09-68.014, *Bull. civ.* I, n° 213; *D.* 2010, p. 2703, obs. X. Delpech, 2011, p. 566, note D. Mazeaud.
 - 11) Civ. 3^e, 6 déc. 2011, n° 10-21.832, inédit; *RDC* 2012, p. 518, obs. J.-B. Seube.
 - 12) Préc.
 - 13) Civ. 1^{re}, 1 oct. 2014, n° 13-21.362, inédit.
 - 14) Civ. 1^{re}, 1^{er} juill. 1997, n° 95-15.642, *Bull. civ.* I, n° 224; *D.* 1998. 32, note L. Aynès, et *D.* 1998, somm. 110, obs. D. Mazeaud; *Gaz. Pal.* 1998. 1, somm. 389, obs. S. Piedelièvre; *Deffrénois* 1997, art. 36681, note L. Aynès.
 - 15) Civ. 1^{re}, 4 avr. 2006, n° 02-18.277, *Bull. civ.* I, n° 190; *D.* 2006, p. 2656, note R. Boffa; *D.* 2006, p. 2641, obs. S. Amrani-Mekki; *Deffrénois* 2006, p. 1194, note J.-L. Aubert; *RDC* 2006, p. 700, obs. D. Mazeaud.
 - 16) Com., 5 juin 2007, n° 04-20.380, *Bull. civ.* IV, n° 156; *D.* 2007, p. 1723, obs. X. Delpech; *JCP G* 2007, II, 10184, note Y.-M. Serinet; *Dr. et patrimoine sept.* 2007, p. 89, obs. Ph. Stoffel-Munck; *RTD civ.* 2007, p. 569, obs. B. Fages; *RTD com.* 2008. p. 173, obs. B. Bouloc.
 - 17) Com., 4 nov. 2014, n° 13-24270; *D.* 2015, p. 529, obs. S. Amrani-Mekki et M. Mekki; *JCP G* 2015, 54, note J.-J. Barbieri; *RTD. civ.* 2015, p. 127, obs. H. Barbier; *RDC* 2015, p. 268, obs. J.-B. Seube.
 - 18) Com., 12 juill. 2017, n° 15-23.252 et n° 15-27.703.
 - 19) Civ. 1^{re}, 10 sept. 2015, n° 14-17.772 et n° 14-13.658, préc. – Civ. 1^{re}, 22 mars 2012, n° 09-72.792, *Bull. civ.* 2012, I, n° 62.
 - 20) Cass., ch. mixte, 23 nov. 1990, n° 87-17.044, préc.
 - 21) Civ. 1^{re}, 10 sept. 2015, n° 14-17.772 et n° 14-13.658, préc. フランス民法典の2016年契約法等改正後においても、同様の判例がある。Cass. ch. mixte, 13 avr. 2018, n° 16-21.345 et 16-21.947; *JCP G* 2018, 543, note Frédéric Buy; *JCP E* 2018, 1418, note J.-B. Seube; *JCP G* 2018, doct. 782, note P. Grosser; *LPA* 23 mai 2018, p. 13, note J. Lasserre Capdeville; *D.* 2018, p. 1185, note H. Barbier.
 - 22) Civ. 1^{re}, 1^{er} juill. 1997, n° 95-15.642, préc. – Civ. 1^{re}, 4 avr. 2006, n° 02-18.277, préc.
 - 23) http://www.justice.gouv.fr/publication/j21_projet_ord_reforme_contrats_2015.pdf.

- 24) Civ. 1^{re}, 30 oct. 2008, n° 07-17.646, *Bull. civ.* 2008, I, n° 241; *Gaz. Pal.* 2009. 531, note Maréchal; *JCP G* 2009, II, 10000, note D. Houtcieff; *RDC* 2009, p.49, obs. D. Mazeaud; *RTD. civ.* 2009, p.49, obs. J. Hauser; *RTD civ.* 2009, p.118, obs. B. Fages; *Defrénois* 2009, p.671, obs. R. Libchaber; *Rev. Lamy dr. civ.* 2008, n° 3283, obs. A. Cermolacce.
- 25) Com., 29 juin 2010, n° 09-67.369, inédit; *LPA* 24 déc. 2010, note Choné; *D.* 2010. 2481, note Mazeaud; *JCP E* 2010. 2108, note Le Gac-Pech; *JCP* 2010. 1056, note Favario; *Gaz. Pal.* 13 janv. 2011. 21, note Houtcieff; *RDC* 2011. 34, obs. Savaux. – Com., 18 mars 2014, n° 12-29.453, inédit; *JCP G* 2014, n° 44, 1116, note J. Ghestin.
- 26) Civ. 3^e, 28 mars 2007, n° 03-14.681, *Bull. civ.* III n° 52; *Rép. Defrénois* 2007, p.1033, obs. E. Savaux.
- 27) Com., 14 févr. 1995, n° 92-21.696, *Bull. civ.* 1995, IV, n° 49, p.45.
- 28) Soc. 14 oct. 1993, n° 91-45.409, *Bull. civ.* 1993, V, n° 234, p.160.
- 29) Com., 18 mai 2017, n° 15-20.458, inédit. – Com., 12 juill. 2017, n° 15-27.703, à paraître au Bulletin. – Com., 12 juill. 2017, n° 15-23.552 à paraître au Bulletin.
- 30) Cass. ch. mixte, 13 avr. 2018, n°s 16-21.345 et 16-21.947, préc.
- 31) 法務省のホームページ <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html> を参照。以下の「民法（債権関係）部会資料」についても同様である。
- 32) Com., 11 avr. 2012, n° 11-15.429, *Bull. civ.* 2012, IV, n° 77.
- 33) フランス民法典旧 1290 条 1 項「相殺は、債務者が知らなくても、法律の力によってのみ当然に生じる」。
- 34) フランス民法典 1347 条 2 項「相殺は、援用される (invoquée) ことを条件として、対当額について、その要件が充足された日に生じる」。

引用文献

- 五十嵐清『契約と事情変更』（有斐閣，1969年）。
- 石川博康『再交渉義務の理論』（有斐閣，2011年）。
- 伊藤進「私法規律の構造3——『債権契約の終わり方』の規律（四）」法律論叢 88(6) (2016年) 1-30頁。
- 稲田和也＝高井章光「民法（債権関係）改正『見送り』事項に関する実務的検討（上）——契約条項見直しを中心に」NBL (1107) (2017年) 14-23頁。
- 上井長十「フランス法における『契約の失効』について」明治大学法学研究論集 (15) (2001年) 97-114頁。
- 岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」松浦好治ほか編著『市民法の新たな挑戦（加賀山茂先生選歴記念）』（信山社，2013年）523-547頁。
- 荻野奈緒ほか訳「フランス債務法改正オールドナンス（2016年2月10日オールドナンス

第 131 号) による民法典の改正」同志社法学 69(1) (2017 年) 279-331 頁。

尾島茂樹「判批 (名古屋高判平成 21・2・19 (最三小判平成 23・10・25 原審))」判例時報 (2066) [判例評論 (614)] (2010 年) 169-177 頁 [7-15 頁]。

織田博子「フランスのリース取引法」加藤一郎=椿寿夫編『リース取引法講座 (上)』(金融財政事情研究会, 1987 年) 563-590 頁。

鹿野菜穂子「判批 (名古屋高判平成 21・2・19 (最三小判平成 23・10・25 の原審))」金融・商事判例 (1336) (2010 年) 158-161 頁。

鎌野邦樹「判批 (最小判平成 23・10・25)」金融法務事情 60(17) (2012 年) 63-66 頁。

川島武宜=平井宜雄編『新版・注釈民法(3) 総則 3 (有斐閣コンメンタール)』(有斐閣, 2002 年)。

川地宏行「判批 (最小判平成 23・10・25)」リマックス (45) (2012 年) 22 頁。

川地宏行「第三者と信取引と多角的法律関係」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化 (別冊 NBL No. 161)』(商事法務, 2016 年) 88-97 頁。

神作裕之「個別信用購入あっせん業者の法的地位——加盟店の不正な勧誘販売に伴う与信の防止と救済」クレジット研究 (41) (2009 年) 179-194 頁。

ビエール, クロック・(野澤正充訳)「講演」債務法改正後における契約の相互依存性」立教法務研究 (10) (2017 年) 202-217 頁。

経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』(日本クレジット協会, 2009 年)。

小林和子「複数の契約と相互依存関係の再構成——契約アプローチと全体アプローチの相違を中心に」一橋法学 8(1) (2009 年) 135-219 頁。

酒巻修也「一部無効の本質と射程 (7) —— 一部無効論における意思の意義を通じて」北大法学論集 69(3) (2018 年) 65-136 頁。

潮見佳男『新債権総論 I (法律学の森)』(信山社, 2017 年)。

白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」CCR クレジット研究 (3) (2014 年) 137-157 頁。

谷口園恵「判解 (最判平成 23・10・25)」最判解民事篇 平成 23 年度(下) (2012 年) 685-704 頁。

谷本圭子「[研究ノート] 2008 年ヨーロッパ消費者信用指令 (2008/48/EC) について」立命館法学 (336) (2011 年) 1081-1139 頁。

千葉恵美子「『多数当事者の取引関係をみる視点——契約構造の法的評価のための新たな枠組み』『現代取引法の基礎的課題 (椿寿夫教授古稀記念)』(有斐閣, 1999 年) 161-199 頁。

千葉恵美子「割賦販売上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌臨時増刊号 (2) [50 周年記念論集 2] 93(6) (1986 年) 280-308 頁。

都筑満雄『複合取引の法的構造』(成文堂, 2007 年)。

- 都筑満雄「複合契約と公序良俗（上）（下）」国民生活研究 47(2)（2008年）20-40頁、
（3）（2008年）18-35頁。
- 都筑満雄「複合契約中の契約の消滅の判断枠組みと法的根拠に関する一考察——複合契約論考・その2——」南山法学 33(1)（2009年）1-59頁。
- 都筑満雄「複合契約論のこれまでと今後」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』（商事法務，2016年）68-77頁。
- 寺川永「ドイツにおける複合契約の新たな展開——結合契約・関連契約における撤回の貫徹」関西大学法学研究所欧州私法研究班『欧州私法の新たな潮流 II』（関西大学法学研究所，2018年）91-116頁。
- トイブナー，グンター（藤原正則訳）『契約結合としてのネットワーク——ヴァーチャル空間の企業，フランチャイズ，ジャスト・イン・タイムの社会科学的，および，法的研究』（信山社，2016年）。
- 得津晶「判批（名古屋高判平成 21・2・19（最三小判平成 23・10・25 の原審）」北法 61(2)（2010年）692-671頁。
- 中村義孝訳「〔資料〕1804年ナポレオン民法典（3）」立命館法学（374）（2017年）1679-1725頁。
- 中村義孝訳「〔資料〕1804年ナポレオン民法典（4）」立命館法学（377）（2018年）444-487頁。
- 中舎寛樹『多数当事者間契約の研究』（日本評論社，2019年）。
- 平田健治「第三者与信型割賦販売契約ならびに与信契約の解消と清算のあり方についての覚え書き」阪大法学 64(5)（2015年）1021-1036頁。
- 深川裕佳「個別信用購入あっせん（個品割賦購入あっせん）におけるあっせん業者への既払金返還請求について——最判平成 23・10・25 民集 65 巻 7 号 3114 頁を中心に」東洋通信 50(1)（2012年）。
- 深川裕佳「判批（最判平 23・10・25）」法律時報 87(2)（2013年）114-117頁。
- 藤原正則「サブディーラーの販売網を組織したディーラーのユーザーに対する留保所有権に基づく自動車の返還請求と権利濫用——契約結合（Vertragsverbindung），ネット契約（Netzvertrag）の観点から」名古屋大学法政論集（270）（2017年）23-39頁。
- 藤原正則「ネットワーク取引——ドイツ法でのネット契約論」椿寿夫編著『三角・多角取引と民法法理の深化（別冊 NBL No.161）』（商事法務，2016年）130-139頁。
- 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（平成 25 年 7 月 4 日補訂版）」（2013 年）<<http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf>> [2019 年 9 月 28 日確認]。
- 吉井啓子「フランスの複合契約論の展開——フランスにおける多角的法律関係」椿寿夫 = 中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社，2012年）95-109頁。

- AUBRY, Marie-Christine, « Retour sur la caducité en matière contractuelle », *RTD civ.* Octobre/Décembre 2012, 625–650.
- BACACHE, Mireille, « Indivisibilité », *Rép. civ.*, Dalloz, 2009, 1–30.
- BÉNABENT, Alain. *Droit des obligations*, 15^e éd. LGDJ, 2016.
- BOFFA, Romain, « Note sous Civ. 1^{re}, 4 avr. 2006, n° 02-18.277 », *D.* 2006, 2656–2661.
- BROS, Sarah, « Interdépendance contractuelle, la Cour de cassation et la réforme du droit des contrats », *D.* n° 7670, 2016, 30–34.
- BROS, Sarah, « Les contrats interdépendants dans l’ordonnance du 10 février 2016 », *JCP G* n° 38, 975, 2016, 1682–1684.
- BUY, Frédéric, « Note sous Cass., ch. mixte, 17 mai 2013 », *JCP G* n° 24, 673, 2013, 155–157.
- CALAIS-AULOY, Jean et TEMPLE, Henri, *Droit de la consommation*, 8^e éd. Dalloz-Sirey, 2010.
- CATALA, Pierre, *Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription*, Ministère de la justice, La documentation française, 2006.
- CHAABAN, Rana, *La caducité des actes juridiques* [préf. Y. Lequette], LGDJ, 2006.
- CHANTEPIE, Gaël et LATINA, Mathias, *Le nouveau droit des obligations*, 2^e éd. Dalloz, 2018.
- CONSTANTIN, Alexis, « Obs. sous Cass. com., 15 févr. 2000 », *JCP G*, n° 46, I-272, 2000, 2061–2071.
- DELPECH, Xavier, « Note sous Cass. com., 15 fevr. 2000 », *D.* 2013, 1273.
- DESHAYES, Olivier *et al.*, *Réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations*, 2^e éd. LexisNexis, 2018.
- FENOUILLET, Dominique *et al.*, *Droit des obligations*, 14^e éd. LexisNexis, 2017.
- GHESTIN, Jacques, « Note sous Cass. com., 18 mars 2014 », *JCP G* n° 44, 1116, 2014, 1970–1973.
- GHESTIN, Jacques *et al.*, *La formation du contrat : l’objet et la cause, les nullités*, t. 2, 4^e éd. LGDJ, 2013.
- HOUTCIEFF, Dimitri, « Les sanctions des règles de formation des contrats », in TERRÉ François, *Pour une réforme du droit des contrats*, 223–242. Dalloz, 2009.
- JORF, « Rapport au Président de la République relatif à l’ordonnance n° 2016-131 du 10 février 2016 portant réforme du droit des contrats, du régime général et de la preuve des obligations, JORF n° 0035 du 11 février 2016 texte n° 25 », <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/rapport/2016/2/11/JUSC1522466P/jo/texte> [2019 年 1 月 4 日確認].
- LARROUMET, Christian et BROS, Sarah, *Traité de droit civil : Les obligations, le*

- contrat*, 9^e éd. Economica, 2018.
- LATINA, Mathias et CHANTEPIE, Gaël, *La réforme du droit des obligations*, Dalloz, 2016.
- MAINGUY, Daniel, « Note sous Cass., ch. mixte, 17 mai 2013 », *JCP E* n° 27-28, 1403, 2013, 31–32.
- MAZEAUD, Denis, « Note sous Cass., ch. mixte, 17 mai 2013 », *D.* n° 24, 2013, 1658–1662.
- PICOD, Yves, *Droit de la consommation*, Sirey, 2015.
- PIÉDELIÈVRE, Stéphane, « La réforme du crédit à la consommation », *D.* septembre 2010, 1952–1958.
- SEUBE, Jean-Baptiste, « Art. 1186 et 1187 – Fasc. unique : CONTRAT. – Caducité du contrat », in *Encyclopédie du Juris Classeur*, LexisNexis, 2018.
- SEUBE, Jean-Baptiste, « L'article 1186 du projet : la caducité », *RDC* n° 3, Sept., 2015, 769–768.
- SYNVET, Hervé, « Les relations de dépendance entre le contrat principal et le contrat de crédit dans leur formation », in [sous la dir. et avec une préf. de] Ibrahim Fadlallah, *Le droit du crédit au consommateur*, 338–381. Litec, 1982.
- TERRÉ, François [sous la direction de], *Pour une réforme du droit des contrats*. Dalloz, 2009.
- TERRÉ, François *et al.*, *Les obligations (Droit civil)*, 12^e éd. Dalloz, 2018.
- WALTZ-TERACOL, Bélanda et BACACHE, Mireille, « Indivisibilité », *Rép. civ.*, 2018, 1–41.
- WICKER, Guillaume, « La réforme du droit français du contrat : de la cause à la causalité juridique », in MÄSCH Gerald *et al.*, *Nouveaux défis du droit des contrats en France et en Europe*, European Law Publishers, 2009, 53–80.

[付 記] 本稿は、JSPS 科研費 19K01402 及び 2019 年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-1 による助成を受けた研究成果の一部である。